

指定障害者支援施設等 指導検査基準

(令和6年4月1日適用)

[凡 例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

	関係法令及び通知	略 称
1	東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第155号)	都条例第155号
2	東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第136号)	都条例第136号
3	東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	都条例第135号
4	東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	都条例第137号
5	平成15年3月12日厚生労働省令第21号身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準	最低基準(社会参加支援施設)
6	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知盲人ホームの運営について	社発第109号通知
7	昭和47年7月1日法律第113号雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	均等法
8	平成3年5月15日法律第76号育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育児・介護休業法
9	平成21年12月28日厚生労働省告示第509号「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」	事業主が講ずべき措置に関する指針
10	平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号通知社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	指導監督徹底通知
11	平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号通知社会福祉法人指導監査要綱の制定について	社会福祉法人指導監査要綱の制定について
12	平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて	社援発1002001号通知
13	平成18年10月18日障発第1018003号通知障害者自立支援法に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて	障発第1018003号通知
14	平成24年8月20日障発0820第8号指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて	障発0820第8号
15	平成18年12月6日障発第1206001号通知障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	障発第1206001号通知
16	平成19年1月26日障発第0126001号通知障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	障発第0126001号通知
17	平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号通知社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	0312001号通知
18	平成16年3月12日雇児福発第0312002号・社援基発第0312002号・障障発第0312002号・老発第0312001号通知社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	0312002号通知

	関係法令及び通知	略称
19	平成12年1月14日11福地推第687号東京都福祉局長、東京都高齢者施策推進室長、東京都衛生局長連名推進費補助事業実施対象施設における補助金の取扱等について	11福地推第687号通知
20	平成25年3月29日障発0329第16号通知障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	支援法
21	平成18年2月28日厚生労働省令第19号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	支援法施行規則
22	平成28年3月31日 厚生労働省令第79号社会福祉法人会計基準	会計基準省令
23	平成28年3月31日 雇児総発0331第7号・社援基発0331第20号・障障発0331第2号・老総発0331第4号 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について	運用上の留意事項
24	平成25年1月15日「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の説明	就労支援事業会計処理基準留意事項
25	平成28年9月9日障障発0909第1号「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	障障発0909第1号通知
26	平成29年3月30日障障発0330第4号「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」	障障発0330第4号通知
27	東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都条例第175号)	規則第175号
28	東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都条例第173号)	規則第173号
29	昭和48年4月13日社施第59号「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
30	昭和58年12月17日社施第121号「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第121号通知
31	昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	社施第107号通知
32	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	平18厚労令第174号
33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	平18厚労令第177号
34	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	障発第1031001号通知
35	令和3年3月23日厚生労働省告示第88号「厚生労働大臣が定める事項及び評価方法」	令和3年厚生労働省告示第88号
36	令和3年3月30日障発0330第5号「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」	障発第0330第5号通知

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

運 營 編

目

基本方針及び施設運営全般	1
1 組織	3
(1) 事業計画等	3
(2) 事業報告	4
(3) 運営規程	4
(4) 掲示	4
(5) 変更の届出等	4
(6) 業務管理体制の整備	5
(7) 分掌事務	5
(8) 業務（事業）日誌	5
(9) 諸会議	6
2 就業規則等の整備	6
(1) 就業規則	6
(2) 給与規程	8
(3) 育児休業等	9
(4) 旅費	11
(5) 宿日直	12
(6) 協定	13
(7) 就業環境	13
3 従業者の配置等	13
(1) 従業者配置等	13
(2) 採用、退職	14
(3) 関連帳簿の整備	14
4 勤務状況	15
(1) 勤務体制	15
(2) 勤務割表	15
(3) 勤務関連帳簿の整備	15
(4) 業務継続計画の策定等	15

次

5 従業者給与等の状況	15
(1) 本俸・諸手当	15
(2) 本俸の決定	16
(3) 諸手当の支給	16
(4) 社会保険	16
(5) 賃金台帳	17
6 健康管理	17
7 研修	18
8 福利厚生	18
9 管理者（施設長）の職務	19
10 建物設備等の管理	19
(1) 建物設備の状況	19
(2) 環境整備の状況	19
(3) 環境衛生の状況	20
(4) 耐震化の状況	21
11 災害対策等の状況	21
(1) 管理体制	22
ア 防火管理者	22
イ 関係機関との連携	22
ウ 地域住民等との協力体制	23
エ 事故発生時の対応	23
(2) 非常災害対策計画等	23
(3) 消防署の立入検査	24
(4) 避難訓練	24
(5) 保安設備	25
12 厚生労働大臣が定める事項の評価等	25

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
基本方針及び施設運営全般	1 社会福祉法人、施設の公共性の高さを鑑み、従業員、利用者に対して、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別したり、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事への参加を強制することは、厳に慎まなければならない。	1 人種、信条等により差別的扱いをしたり、信条等を強制していないか。	(1) 日本国憲法第14条、第20条 (2) 労働基準法第3条 (3) 社会福祉法第3条	(1) 人種、信条等により差別的扱いをしたり、信条等を強制している。	C
	2 指定障害者支援施設等（この検査基準において、以下「施設等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し常にその者の立場に立って指定障害福祉サービス（この検査基準において、以下「福祉サービス」という。）を提供するよう努めねばならない。	1 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか。 2 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。	(1) 社会福祉法第5条 (2) 都条例第155号第3条、第40条の2 (3) 都条例第136号第3条、第40条の2、第50条、第56条の2 (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条、第16条、第17条	(1) 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めていない。 (2) 利用者の立場に立った福祉サービスの提供が不十分である。	C B
	3 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。（障害者支援施設）	1 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じているか。	(1) 都条例第136号第3条第4項	(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制が整っていない。 (1) 地域生活への移行に向けた措置を講じていない。 (2) 地域生活への移行に向けた措置が不十分である。	C B
	4 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。（障害者支援施設）	1 利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、必要な援助を行っているか。	(1) 都条例第136号第3条第5項	(1) 当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認していない。 (2) 当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認しているが、援助が不十分である。	C B
	5 施設等では、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者者に周知されているか 3 苦情の内容等を記録しているか。	(1) 社会福祉法第82条 (2) 都条例第155号第39条準用 (3) 都条例第136号第54条第1項、第2項	(1) 必要な対応をしていない。 (2) 対応が不十分である。 (1) 利用者に周知していない。 (2) 周知が不十分である。 (1) 苦情の内容を記録していない。	C B C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	6 施設等の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域等との交流を図っているか。	(1) 都条例第155号第73条準用 (2) 都条例第136号第55条	(1) 地域等との交流に努めていない。 (2) 地域等との交流が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>7 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。</p> <p>8 施設等は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から福祉サービスの提供を適切に行うものであって、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視して運営を行い、関係各機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>9 施設等は、当該施設を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるよう当該施設に関して情報の提供を行うよう努めなければならない。なお、広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。</p> <p>10 施設等は、相談支援事業を行う者若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。また、それらの者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p> <p>11 施設等は、入所者が偽りその他不正な行為によって介護給付費等を受け、又は受けようとした場合は遅滞無く意見を付して区市町村にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>1 福祉サービス第三者評価の受審等サービスの質向上のための取り組みをしているか。</p> <p>2 福祉サービス第三者評価について定期的かつ継続的な受審（少なくとも3年に1回以上）をしているか。</p> <p>1 必要な福祉サービスの提供を適切に行っているか。</p> <p>1 情報の提供が行われているか。</p> <p>2 広告の内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>1 利用者等を紹介することの対償として、他の事業者に金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>3 利用者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っているか。（就労移行支援・就労継続支援）</p> <p>1 事実判明時において、通知を行っているか。</p>	<p>(1) 社会福祉法第78条 (2) 都条例第155号62条第3項準用 (3) 都条例第136号第30条第3項 (4) 平成24年9月7日24福保指指第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について（通知）」</p> <p>(1) 都条例第155号第49条、第77条、第93条の5、第140条、第147条の4、第150条、第157条の4、第160条、第171条、第184条、第192条の2 (2) 都条例第155号第21条準用 (3) 都条例第136号第22条第1項、第32条第1項、第33条第1項</p> <p>(1) 社会福祉法第75条第1項 (2) 都条例第155号第37条第1項準用 (3) 都条例第136号第52条第1項</p> <p>(1) 社会福祉法第79条 (2) 都条例第155号第37条第2項準用 (3) 都条例第136号第52条第2項</p> <p>(1) 都条例第155号第38条第1項準用 (2) 都条例第136号第53条第1項</p> <p>(1) 障発第1206001号通知第10の3（7）</p> <p>(1) 都条例第155号第68条、第89条準用 (2) 都条例第136号第45条</p>	<p>(1) 福祉サービス第三者評価受審等サービスの質の向上のための取り組みをしていない。 (2) 取り組みが不十分である。</p> <p>(1) 福祉サービス第三者評価について定期的かつ継続的な受審（少なくとも3年に1回以上）をしているか。</p> <p>(1) 福祉サービスの提供を適切に行っていない。 (2) 福祉サービスの提供が不十分である。</p> <p>(1) 情報の提供をしていない。 (2) 情報の提供が不十分である。</p> <p>(1) 広告の内容が虚偽又は誇大である。 (2) 広告の表現が不適切である。</p> <p>(1) 利用者等を紹介することの対償として、他の事業者に金品その他の財産上の利益を供与している。</p> <p>(1) 利用者が友人を紹介した際に、照会した利用者で紹介された友人に金品を授与している。 (2) 事業所に雇用されるに至った利用者に対し、祝い金を授与している。 (3) サービスの利用開始に伴い利用者に祝い金を授与している。 (4) 利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行っている。</p> <p>(1) 通知を行っていない。 (2) 通知が遅滞している。</p>	<p>C B</p> <p>A</p> <p>C B</p> <p>C B</p> <p>C</p> <p>C C C C</p> <p>C B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 組織 (1) 事業計画等	12 施設等の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、施設等は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 職員等が業務上知り得た秘密を漏らしていないか。 2 秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 3 個人情報保護に関して、法令等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 都条例第155号第36条第1項、2項準用 (2) 都条例第136号第51条第1項、第2項 (3) 個人情報の保護に関する法律	(1) 秘密を漏らしている事実がある。	C
				(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
	13 施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。	1 利用者等の同意を、事前に文書で得ているか。	(1) 都条例第155号第36条第3項準用 (2) 都条例第136号51条第3項	(1) 利用者等の同意を、事前に文書で得ていない。	C
	14 介護給付費等の請求等に関しては、障害者総合支援法等に基づき、正しく行われなければならない。	1 福祉サービスの提供実績、各種加算事項等に基づき、正しく請求しているか	(1) 介護給付費等の請求に関する省令(平成18年9月29日厚生労働省令第170号) (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	(1) 実績等に基づく正しい請求を行っていない。 (2) 加算等、請求の算定が不十分であり、正しい請求となっていない。	C B
	1 事業計画は、単なる理念やスローガンのものではなく、法人及び施設等が当該年度に実施する基本的な事項を具体化するものでなければならない。また、計画を実施するためには、従業者が内容を十分に理解している必要がある。事業計画の作成に当たっては従業者と十分に討議し、決定後はよく周知することが必要である。	1 事業計画を作成しているか。	(1) 運用上の留意事項2(1)	(1) 事業計画を作成していない。	C
	2 事業計画作成上必要な事項 ・運営の基本方針(サービス内容、行事、健康管理、ボランティアの受入れ、苦情対応等) ・組織管理(従業者の構成、職務分担、研修等) ・安全管理、防火管理	2 必要な事項が盛り込まれているか。		(1) 必要な事項が盛り込まれていない。	B
	3 立案の方法・内容 ・事業計画は最終的に理事会で決定すること。また、その前に従業者会議等で内容について討議すること。 ・事業計画の作成に当たっては前年度事業の反省や総括を行うこと。 ・当該年度に実施する基本的事項を具備すること。 ・予算、支援計画との関連が十分であること。	3 立案及び決定の方法は適切か。		(1) 決定の方法が不相当である。 (2) 前年度の総括に基づき立案していない。 (3) 事業計画の内容が不十分である。	B B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)事業報告	<p>1 社会福祉法第45条の27の定めにより、毎会計年度終了後3か月以内に作成し、各施設等に備えておく必要がある。</p> <p>2 事業報告作成上必要な事項 ・運営の基本方針（サービス内容、行事、健康管理、ボランティアの受入れ、苦情対応等） ・組織管理（従業者の構成、職務分担、研修等） ・安全管理、防火管理</p> <p>3 立案の方法・内容 ・事業報告は最終的に理事会で決定すること。また、その前に従業者会議等で内容について討議すること。 ・事業報告の作成に当たっては、事業計画の反省や総括を行うこと。 ・事業計画に添って作成されていること。</p>	1 事業報告書を作成しているか。	(1) 社会福祉法第45条の27第2項	(1) 事業報告書を作成していない。	C
		2 必要な事項が盛り込まれているか		(1) 必要な事項が盛り込まれていない。	B
		3 立案及び決定の方法は適切か。		(1) 決定の方法が不適當である。 (2) 事業計画との整合性がない。 (3) 事業報告の内容が不十分である。	B B B
(3)運営規程	<p>1 組織は、施設等運営の基本事項であり、業務の遂行や処遇内容の決定等に関して、各組織単位の役割及び連絡調整並びに管理者(施設長)等幹部従業者の関与等が適切に行われ、組織全体としての統一的運営が十分になされることが必要である。</p>	1 運営規程を整備しているか。	(1) 都条例第155号55条、第82条準用、第175条の2、第192条の10 (2) 都条例第136号第12条 (3) 最低基準(社会参加支援施設)第20条(準用) (4) 社発109号通知	(1) 運営規程を作成していない	C
		2 内容は適切かつ規定内容と現状とに差異はないか。		(1) 内容が不十分である。 (2) 規定内容と現状とに差異がある。	B B
(4)掲示	施設等は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、従事者の勤務体制、協力医療機関その他の福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しなければならない。	1 運営規程等が掲示等されているか。	(1) 都条例第155号第71条、第92条準用、第192条の12(第35条準用) (2) 都条例第136号49条	(1) 運営規程等の掲示等をしていない。 (2) 運営規程等の掲示内容が不十分である。 (3) 運営規程等の掲示場所が不適切である。	C B B
(5)変更の届出等	<p>1 指定に係る事業所の名称、所在地、その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開した時は10日以内に届けること。</p> <p>2 事業を廃止、休止、するときは、廃止又は休止の日の一ヶ月前までに届けること。</p>	1 届出内容と現状に差異がないか。	(1) 支援法第46条第1項	(1) 届出内容と現状に著しい相違がある。 (2) 届出内容と現状に相違がある。	C B
			(1) 支援法第46条第2項	(1) 届出内容と現状に著しい相違がある。 (2) 届出内容と現状に相違がある。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6)業務管理体制の整備	<p>1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」。）は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者のため忠実にその職務を遂行し、業務管理体制を整備しなければならない。</p> <p>(1) 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等。</p> <p>(2) 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等。</p> <p>(3) 指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等。</p> <p>2 届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした主務大臣、都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>1 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令順守責任者」という。）を選任し、届け出ているか。</p> <p>1 法令遵守責任者を選任し、届け出ているか。</p> <p>2 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備し、届け出ているか。</p> <p>1 法令遵守責任者を選任し、届け出ているか。</p> <p>2 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備し、届け出ているか。</p> <p>3 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>1 届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、届け出ているか。</p>	<p>(1) 支援法第42条第3項 (2) 支援法第51条の2第1項 (3) 支援法施行規則第34条の27、第34条の28</p> <p>(1) 支援法第42条第3項 (2) 支援法第51条の2第1項 (3) 支援法施行規則第34条の27、第34条の28</p> <p>(1) 支援法第42条第3項 (2) 支援法第51条の2第1項 (3) 支援法施行規則第34条の27、第34条の28</p> <p>(1) 支援法第51条の2第3項 (2) 支援法施行規則第34条の27、第34条の28</p>	<p>(1) 法令を遵守するための責任者を選任していない</p> <p>(1) 法令を遵守するための責任者を選任していない。</p> <p>(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していない。</p> <p>(1) 法令を遵守するための責任者を選任していない。</p> <p>(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していない。</p> <p>(3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていない。</p> <p>(1) 法令を遵守するための責任者の変更を届け出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(7)分掌事務	<p>従業者の分担事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>	<p>1 各職員従業者の職務分掌は明確になっているか。</p>	<p>(1) 支援法第51条の2第3項 (2) 支援法施行規則第34条の27、第34条の28</p>	<p>(1) 運営規程と差異がある。</p>	<p>B</p>
(8)業務（事業）日誌	<p>施設等の現状を的確に把握するため、業務（事業）日誌は施設等の日常業務を一覧できる内容である必要がある。</p> <p>必要事項 ①利用者の状況（当日利用人員等）②利用者の特記事項（入所、退所等）③従業者の勤務状況（休暇、出張等）④施設行事 ⑤来訪者等</p>	<p>2 実態と差異はないか。</p> <p>1 業務（事業）日誌を作成しているか。</p>		<p>(1) 業務（事業）日誌を作成していない。</p> <p>(2) 業務（事業）日誌の内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(9) 諸会議	<p>施設等は、对人的福祉サービスの提供を行うものである。画一的なサービス提供になじまない面があり、個々の従業員が利用者と接するそれぞれの場面に応じて、適切な判断に基づく支援が必要となる。</p> <p>このためには、従業員のひとりひとりが福祉サービスについて十分に理解し納得することが必要であり、諸会議を従業員の利用者支援等に対する理解と納得を得る一つの場とすることが求められる。従業員会議、ケース会議、職種別会議、幹部会議等必要な回数が確保されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議録を供覧すること。 ・会議録の内容は次のとおりとする。 <p>開催日時、会場、出席者、議題、議事内容等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な会議を定期的かつ必要回数開催しているか。 2 会議の開催方法及び内容は適切か。 3 欠席者に対しては、会議の内容を周知しているか。 4 会議録を適正に作成しているか。 		<ol style="list-style-type: none"> (1) 開催回数が不十分である。 (2) 開催方法、内容が不適切である。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議の内容を周知していない。 (2) 会議録を作成していない。 	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>2 就業規則等の整備</p> <p>(1) 就業規則</p>	<p>1 就業規則は当該施設等従業員の労働条件を具体的に定めたものであり、従業員の給与とともに、従業員処遇の中心をなすものである。施設等の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた従業員処遇が適正に行われていることが重要である。</p> <p>したがって、必要な事項が定められていること、内容の適否、作成に当たっての適正な手続の履行、従業員への適正な周知を行うことが必要である。(本規則は労働基準法等労働関係法令と密接な関係を有し、規則の内容や適用の是非については、高度に専門的知識、経験及び判断が要求される場合がある。高度に専門的な事項については、労働基準監督署等の監督機関の指導を受けることが必要である)</p> <p>* 1 絶対的必要記載事項 ①労働時間に関する事項、②賃金に関する事項、③退職に関する事項</p> <p>* 2 相対的必要記載事項 ①退職手当、②臨時の賃金及び最低賃金額、③労働者の食費及び作業用品等の負担、④安全及び衛生、⑤職業訓練、⑥災害補償及び業務外の傷病扶助、⑦表彰及び制裁、⑧その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 就業規則を整備しているか。 2 必要事項の記載等、内容は適正か。 3 労働基準監督署に届け出ているか。 4 内容と現状に差異はないか。 	(1) 労働基準法第89条	<ol style="list-style-type: none"> (1) 従業員10人以上の施設で作成していない。 (1) 必要記載事項が整備されていない、内容が不適正、不十分である。 (1) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 規定内容と現状とに差異がある。 (1) 規則の変更を届け出していない。 	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>2 従業者10人以上の施設等にあつては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。10人未満の施設等については、作成の義務はないが、社会福祉施設の近代的労使関係に必要な労働条件の明示の観点等から作成を助言する。</p> <p>*就業規則作成上必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に勤務させる場合においては就業時転換に関する事項 ・賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ・退職に関する事項 ・その他必要事項 <p>*現状と差異がないこと。差異がある場合は規定の変更を行うこと。</p> <p>*事務所等に掲示を行うこと（各人への配布及び内容についての説明を行うこと）。</p>	<p>5 職員に十分周知しているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第106条</p>	<p>(1) 従業者に周知していない、又は不十分である。</p>	<p>B</p>
	<p>3 非常勤従業者就業規則 事業主は、短時間労働者及び有期雇用労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守すること。</p>	<p>6 非常勤従業者就業規則を整備しているか。（就業規則に非常勤従業者に関する規定が含まれていない場合）</p> <p>7 必要事項の記載等、内容は適正か。</p> <p>8 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条 (2) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第7条 (3) 事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針</p>	<p>(1) 非常勤従業者就業規則を作成していない。</p> <p>(1) 内容が不十分である。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
	<p>4 男女の均等な待遇等の確保が図られること。 配置、昇進、教育訓練、省令で定める福祉厚生、定年、退職、解雇等において、女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>9 性別にかかわらず均等な取り扱いをしているか。</p>	<p>(1) 均等法第5条、第6条、第7条、第8条</p>	<p>(1) 性別にかかわらず均等な取り扱いをしていない。</p>	<p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 給与規程	<p>5 保健指導等の時間 妊娠2 3週まで…4週に1回 妊娠3 5週まで…2週に1回 妊娠3 6週から…1週に1回 産後(1年以内)…医師等の指示する時間 また、プライバシーの保護に留意すること。</p>	<p>10 妊娠中及び出産後の女性労働者 に対して、保健指導等の時間を確保しているか。</p>	<p>(1) 均等法第1 2条、第1 3条</p>	<p>(1) 保健指導等の時間を確保していない。</p>	<p>B</p>
	<p>給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが、従業者の給与が従業者の処遇上極めて重要であることや介護給付費等公的資金から支出されていることから、適正に整備されていることが必須である。</p> <p>したがって、給与規程については特に特定事項として独立させ、就業規則と並行して、同様な観点から評価することとしたものである。</p> <p>給与及び諸手当は支給基準が明確であり、また、基準に従って支給することが必要である。</p> <p>◎参考 労働契約、就業規則及び労働協約の関係 1 就業規則は、法令又は労働協約に反してはならない。 2 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働協約は無効とされ、その部分は、就業規則に定める基準による。 3 労働協約に定める労働条件等に関する基準に違反する労働契約の部分は無効とされ、その部分は労働協約の基準による。</p>	<p>1 給与規程を整備しているか。 2 給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。 3 規程と実態に差異はないか。 4 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第8 9条</p>	<p>(1) 給与規程を整備していない。 (1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。 (1) 規程内容と実態とに差異がある。 (1) 労働基準監督署に届け出していない。</p>	<p>B B B B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 育児休業等	<p>1 育児休業</p> <p>(1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で1歳6か月）に満たない子を養育する労働者が事業主に申し出るにより休業をすることができることをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申し出の日から1年以内に雇用期間が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの1年間に延長される。</p> <p>育児休業に関する規程には育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <p>(2) 勤務時間の短縮措置</p> <p>3歳に満たない子を養育する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため次のいずれかの方法を講じる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務の制度 <p>3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業を取得していない者について、労働者の申出に基づく短時間勤務制度が義務付けられる。（ただし、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレックスタイム制や時差出勤制 ・所定労働時間を超えて労働させない制度 <p>3歳までの子を養育する労働者の請求した場合は、所定の労働時間を超えて、労働させてはならない。（ただし、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日）。（育児・介護休業法第16条の8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託児施設の設置運営等の便宜の供与 <p>(3) 時間外労働の制限</p> <p>小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。（制限時間1月24時間、1年150時間）</p>	<p>1 育児休業に関する規程を整備しているか。</p> <p>2 育児休業及び短縮措置を、適切に実施しているか。</p> <p>3 育児休業及び短縮措置を従業者に周知しているか。</p> <p>4 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>5 法に定める短時間勤務の措置を適切に実施しているか。</p> <p>6 法に定める所定労働時間の免除を行っているか。</p> <p>7 法に定める時間外労働の制限について、適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条</p> <p>(2) 育児・介護休業法第5条～第10条、第17条、第19条、第23条、第24条</p> <p>(3) 育児・介護休業法施行規則第7条</p> <p>(4) 平成21年12月28日雇児発第1228第2号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」</p> <p>(1) 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の1、9</p> <p>(1) 育児・介護休業法第21条</p> <p>(2) 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の6</p> <p>(1) 労働基準法第89条</p> <p>(1) 育児・介護休業法第23条第1項</p> <p>(1) 育児・介護休業法第23条第1項</p> <p>(1) 育児・介護休業法第17条</p> <p>(2) 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の4</p>	<p>(1) 育児休業に関する規程を定めていない。又は内容に不備がある。</p> <p>(1) 法に定める育児休業及び勤務時間の短縮措置を実施していない。</p> <p>(1) 従業者への周知をしていない、又は不十分である。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 法に定める短時間勤務の措置を実施していない。（平成24年7月1日以降、全施設）</p> <p>(1) 法に定める所定労働時間の免除を行っていない。（平成24年7月1日以降、全施設）</p> <p>(1) 法に定める時間外労働の制限について、適切に実施されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>(4)深夜業の制限 小学校就学前の子を養育する者が、当該子を養育するために請求があった場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。</p>	8 深夜業の制限について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第19条 (2) 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の5	(1) 深夜業の制限に関する規定を定めていない、又は適切に実施されていない。	B
	<p>(5)労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、その育児の状況に配慮しなければならない。</p>	9 労働者の配置について配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第26条 (2) 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の7	(1) 労働者の配置に関する配慮について、適切に実施されていない。	B
	<p>2 介護休業 (1)介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が事業主に申し出ることにより、休業をすることができることをいう。ただし、次の労働者について介護休業することができないとの労使協定がある場合は事業者は申し出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・その他合理的理由がある場合 介護休業に関する規程には介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p>	1 介護休業等に関する規程を整備しているか。	(1) 育児・介護休業法第11条から第16条、第23条、第24条	(1) 介護休業に関する規程を定めていない、又は内容に不備がある。	B
	<p>(2)勤務時間の短縮措置 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため次のいずれかの方法を講じる必要がある。 ・短時間勤務の制度 ・フレックス制や時差出勤制 ・介護サービスを利用する場合の費用助成制度</p>	3 介護休業及び短縮措置を従業者に周知しているか。	(1) 育児・介護休業法第21条 (2) 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の6	(1) 従業者への周知をしていない、又は不十分である。	B
	<p>(3)時間外労働の制限 要介護状態にある家族を介護する者から、家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 (制限時間1月24時間、1年150時間)</p>	4 労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第89条	(1) 労働基準監督署に届け出していない。	B
	<p>(4)深夜業の制限 要介護状態にある家族を介護する者が、当該家族を介護するために請求があった場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。</p>	5 法に定める時間外労働の制限について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第18条 (2) 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の4	(1) 法に定める時間外労働の制限について、適切に実施していない。	B
	<p>(5)労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、介護の状況に配慮しなければならない。</p>	6 深夜業の制限について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第20条(2) 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の5	(1) 深夜業の制限に関する規定を定めていない、又は適切に実施されていない。	B
		7 労働者の配置に関するについて配慮についてしているか。適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第26条 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の7	(1) 労働者の配置に関する配慮について適切に実施されていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) 旅費	<p>3 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇を取得できる。（育児・介護休業法改正により、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日となる。平成22年6月30日施行）。</p>	<p>1 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 育児・介護休業法第16条の2、16条の3、16条の4 (2) 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の11</p>	<p>(1) 子の看護休暇制度について、適切に実施していない。</p>	B
	<p>4 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために休暇を取得することができる。（施行期日：平成22年6月30日。ただし、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日）。（育児・介護休業法第16条の5）</p>	<p>1 介護休暇制度について適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 育児・介護休業法第16条の5、第16条の6、第16条の7</p>	<p>(1) 介護休暇制度について、適切に実施されていない。（平成24年7月1日以降、全施設）</p>	B
	<p>従業者が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費（実費及び手当）を支給するものとする。旅費日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合には、根拠となる旅費に関する規定を整備しなければならない。</p>	<p>1 旅費に関する規定を整備しているか（実費以外を支給している場合）。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条第5号</p>	<p>(1) 旅費に関する規定を作成していない、又は内容に不備がある</p>	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 宿日直	<p>従業者に宿日直をさせる場合、労働基準法施行規則第23条の規定により労働基準監督署の許可を得ていれば、労働基準法第32条の規定にかかわらず宿日直又は日直の業務に従事させることができる。許可を得ていない場合は超過勤務手当の支給が必要となる。</p> <p>社会福祉施設における宿日直の留意事項は下記通知のとおり（抜粋）。</p> <p>①昭和49年7月26日基発第387号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。 ・夜間に従事する業務は、一般の宿直業務のほかには、少数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ取替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間に限ること。 <p>したがって、夜間における生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同態様の業務は含まれないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に十分睡眠がとりうること。 <p>②昭和49年7月26日基監発第27号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「軽度」とは、おむつ取替え、夜尿起こしであっても要介護者を抱きかかえる等身体に負担がかかる場合を含まず、「短時間」とは、通達に示された介助作業が一勤務中に1回ないし2回含まれていることを限度として、1回の所要時間が通常10分程度のものをいうことであること。 <p>・宿日直回数について、人員等の関係から週1回の原則を確保しがたい事情がある場合に、労働密度が薄く労働者保護に欠けるおそれがないと認められる場合に限り、例外を認めるものである。</p> <p>③昭和23年1月13日基発第33号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間内における宿日直勤務回数が頻繁にわたるものについては許可しない。 ・回数が頻繁にわたるものとは、原則として宿日直については週1回を、日直については月1回を超えるものいう。 ・1回の宿直手当（深夜割増賃金を含む）または1回の日直手当の最低額は、当該事業場において宿直または日直につくことが予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人一日平均額の3分の1の額、また、同一企業に属する数個の事業場につき一律の基準により宿日直手当の額を定める必要がある場合には、当該事業場の属する企業の全事業場において宿日直につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人一日平均額の3分の1を下らないこと。 	<p>1 宿直又は日直業務について、労働基準監督署の許可を得ているか。</p> <p>2 許可条件を遵守しているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第41条第3号</p> <p>(2) 労働基準法施行規則第23条</p> <p>(3) 昭和23年1月13日基発第33号（労働省通知）</p> <p>(4) 昭和22年9月13日基発第17号（労働省通知）</p> <p>(5) 昭和63年3月14日基発第150号（労働省通知）</p> <p>(6) 昭和49年7月26日基発第387号（労働省通知）</p> <p>(7) 昭和49年7月26日基監発第27号（労働省通知）</p>	<p>(1) 宿日直の許可を受けずに実施している。</p> <p>(1) 許可条件に反する宿日直を実施している。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6)協定	<p>1 3 6 協定 時間外労働及び休日労働を行う場合は協定を締結する必要がある。 締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業所ごとに締結しなければならない。</p> <p>2 2 4 協定 賃金から法令で定められている税金、社会保険料等以外の給食費や親睦会費などの経費を控除する場合は、3 6 協定と同様に「賃金控除協定」を締結する必要がある。</p> <p>3 協定の従業者への周知 協定については、常時見やすい場所に掲示し、または備え付け、書面交付その他の方法により従業者に周知しなければならない。</p> <p>4 賃金の口座振込みについて 通貨による支払が原則であるが口座振込みによる協定を締結し、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込みにより支払うことができる。 この協定については届け出は不要である。 取扱金融機関は、金融機関の所在状況からして一行に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること。</p>	<p>1 3 6 協定を締結しているか。</p> <p>2 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>3 協定内容と現状に差異はないか</p> <p>1 2 4 協定を締結しているか。</p> <p>2 協定内容、手続きは適切か。</p> <p>3 職員に周知しているか。</p> <p>1 口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第3 6 条</p> <p>(1) 労働基準法第3 6 条</p> <p>(1) 労働基準法第2 4 条</p> <p>(1) 労働省労働基準局長通知「基発1 1 2 号」 (2) 昭和6 3 年1 月1 日基発第1号労働省労働基準局長通知「改正労働基準法の施行について」6 (1)</p> <p>(1) 労働基準法第1 0 6 条</p> <p>(1) 労働基準法施行規則第7 条の2</p>	<p>(1) 超過勤務を行っているが、3 6 協定を締結していない。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届出をしていない。</p> <p>(1) 協定内容と現状に差異がある。</p> <p>(1) 法定外の経費を控除しているが2 4 協定を締結していない。</p> <p>(1) 協定内容、手続きが不適切である。</p> <p>(1) 従業者に周知していない、又は不十分である。</p> <p>(1) 口座振込みを行っているが、口座振込みに関する協定を締結していない。 (2) 個人の同意を得ていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(7)就業環境	<p>施設等は、適切な福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 また、啓発・周知し、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p>	<p>(1) 都条例第1 5 5 号第5 6 条準用 (2) 都条例第1 3 6 号第1 3 条 (3) 均等法第1 1 条、第1 1 条の2</p>	<p>(1) 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。 取り組みが不十分である。</p> <p>(2)</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>3 従業者の配置等 (1)従業者配置等</p>	<p>1 利用者に対する適切な福祉サービスの提供を行うため、配置基準に対して不足する場合は、従業者の充足を指導する。</p> <p>2 従業者は、利用者の福祉サービスの提供に支障がない場合において、他の施設の従業者の一部を兼ねることができる。</p>	<p>1 基準に定める職員配置は適正に行われているか。</p> <p>2 職員の勤務の状況は適切か。</p> <p>3 資格を要する職種について、有資格者が勤務しているか。</p>	<p>(1) 都条例第1 5 5 号第5 0 条、第7 8 条、第1 4 1 条、第1 5 1 条、第1 5 9 条の3、第1 6 1 条、第1 7 2 条、第1 8 5 条、第1 9 2 条の3、第2 0 0 条</p> <p>(2) 都条例第1 3 6 号第4 条、第6 条、第7 条</p> <p>(3) 最低基準(社会参加支援施設) (4) 社発第1 0 9 号通知6</p>	<p>(1) 基準に定める従業者を確保していない。 (2) 非常勤従業者の配置が不適正である。</p> <p>(1) 資格を要する職種に資格を有する従業者が勤務していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
		4 (代替職員経費の補助を受けている場合)産休・病休代替職員を確保しているか。	(1) 東京都産休等代替職員制度実施要綱	(1) (該当者がいる場合)産休・病休等の代替従業者を確保していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)採用、退職	3 共生型指定障害福祉サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定障害福祉サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けている。	1 必要な技術的支援をうけているか。	(1) 規則第175号第11条の3他各条	(1) 関係事業所などから必要な技術的支援を受けていない。	B
	4 利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	1 利用者数の算定は、基準のとおりとしているか。		(1) 利用者数の算定を、基準どおりに行っていない。	C
	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。	1 募集及び採用時に性別にかかわらず均等な取り扱いをしているか。	(1) 労働基準法第3条 (2) 均等法第5条	(1) 募集及び採用時に均等な取り扱いをしていない。	B
(3)関連帳簿の整備	2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 なお、 (1)労働契約の期間 (2)就業の場所及び従事すべき業務の内容 (3)所定労働時間を超える労働の有無 (4)始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 (5)賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期に関する事項 (6)退職に関する事項については、書面交付の方法により明示する必要がある。	1 職員の採用時に職務内容、給与等労働条件を明示しているか。 昇給、昇格時に辞令の交付等を2しているか。	(1) 労働基準法第15条 (2) 労働基準法施行規則第5条	(1) 採用時に労働条件の明示がない、又は不十分である。 (1) 昇給、昇格時に辞令の交付等をしていない。	B B
	3 非常勤従業者の雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。	1 非常勤職員に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明確にしているか。	(1) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条	(1) 非常勤従業者に勤務条件の明示がない。又は不十分である。	B
	従業者の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておくなければならない。 ・労働者名簿 *必要事項は次のとおり 氏名、生年月日、履歴、 その他法令で定める事項 ・資格証明書 ・履歴書	1 労働者名簿は全職員分を整備しているか。 2 資格が必要な職種の職員について資格証明書を整備しているか。 履歴書は全職員分を整備しているか。 3 するか。	(1) 労働基準法第107条、第109条 (2) 都条例第155号第75条第1項準用、第156条第1項、第192条の11第1項 都条例第136号第59条第1項 (3) 最低基準(社会参加支援施設)第7条 (4) 社発第109号通知8 (5)	(1) 従業者の名簿を整備していない。 (2) 従業者の名簿の整備が不十分。 (1) 従業者の資格証明書を整備していない。 (2) 従業者の資格証明書の整備が不十分。 (1) 従業者の履歴書を整備していない。 (2) 従業者の履歴の整備が不十分。	B B C B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
4 勤務状況					
(1) 勤務体制	施設等における従業者の勤務時間・休日等は、労働基準法を遵守した上で、利用者への福祉サービスの提供や、生活上の日課に即したものとする必要がある。	1 勤務体制が労働基準法上、適正であるか。	(1) 労働基準法第32条、第34条、第35条 (2) 都条例第155号第56条第1項準用 (3) 都条例第136号第13条第1項 (4) 社施第107号通知	(1) 勤務時間・休日等が労働基準法上適正でない。	B
(2) 勤務割表	交替制勤務が有る場合、あらかじめ従業者個々の勤務を明確に定め、周知している必要がある。また、この設定した勤務と実態に相違があってはならない。	2 適切なサービスを提供できる勤務体制となっているか。 3 障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって障害福祉サービスを提供しているか。	(1) 都条例第155号第56条第2項準用 (2) 都条例第136号第13条第2項	(1) 勤務体制が利用者の福祉サービスの提供上、適切でない。 (1) 障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって障害福祉サービスを提供していない。(利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除く。)	C C
(3) 勤務関連帳簿の整備	従業者の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張外出に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの	1 勤務体制が勤務表により明確にされているか。 2 夜勤及び宿日直の回数は適正か。	(1) 都条例第155号第56条準用 (2) 都条例第136号第13条	(1) 勤務表を作成していない。 (1) 夜勤、宿日直の回数が適正でない。	C B
(4) 業務継続計画の策定等	従業者の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張外出に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 労働基準法第107条、第109条 (2) 都条例第155号75条第1項準用、第156条第1項、第192条の11第1項 (3) 都条例第136号59条第1項 (4) 最低基準(社会参加支援施設) (5) 社発第109号通知8	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 記録の内容に不備がある。	C B
(4) 業務継続計画の策定等	施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉サービスの提供を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	1 業務継続計画を策定しているか。	(1) 都条例第155号第12条の2準用 (2) 都条例第136号第13条の2	(1) 業務継続計画を策定していない。	C
(4) 業務継続計画の策定等	2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	2 業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。		(1) 業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。	C
(4) 業務継続計画の策定等	2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	1 従業者に周知しているか。		(1) 従業者に周知していない。	C
(4) 業務継続計画の策定等	3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。	2 従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。		(1) 従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施していない。	C
(4) 業務継続計画の策定等	3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。	1 定期的に業務継続計画の見直しを行っているか。		(1) 定期的に業務継続計画を見直していない。	C
(4) 業務継続計画の策定等	3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。	2 必要に応じて業務継続計画を変更しているか。		(1) 必要に応じて業務継続計画を変更していない。	C
5 従業者給与等の状況					
(1) 本俸・諸手当	給与及び諸手当は、支給基準が明確に定められ、その基準に従って支給することが必要である。従業者の給与の支給については、労働基準法及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。従業者の給与については、財源が支援費等公的資金であり、適正に支給することが必須である。また、管理者(施設長)等の幹部従業者の給与が、当該施設等の給与水準に比較して著しく高額となっていないことが必要である。	1 給与の支給は規定程に基づき適切に支給しているか。	(1) 労働基準法第89条 (2) 最低賃金法第3条、第4条、第5条	(1) 給与の支給内容に問題がある。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)本俸の決定	<p>本俸の決定は賃金に関する事項であり、労働基準法第15条に基づき明確にする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任給決定基準が明確であること。 ・初任給決定の際は資格証明、前歴証明により確認を行うこと。 ・昇給及び昇格については労働者名簿等に記録すること。 ・初任給決定及び昇給昇格は決裁をとること。 	<p>1 初任給格付及び昇給昇格の基準は明確か。</p> <p>2 初任給格付及び昇給昇格は決裁を得て記録を整備しているか。</p>	(1) 労働基準法第15条、第89条	<p>(1) 初任給決定基準が明確でない。</p> <p>(1) 初任給決定及び昇給昇格の決裁を得ていない。 (2) 初任給を給与規程どおりに決定していない。 (3) 昇給及び昇格を規定どおりに行っていない。 (4) 昇給及び昇格の記録がない。</p>	<p>B</p> <p>B B B</p>
(3)諸手当の支給	(項目5(1)「本俸・諸手当」と同じ)	<p>1 諸手当は規定どおり支給されているか。</p> <p>2 宿直手当及び日直手当の額は毎年度計算し、許可条件以上の額であるか確認しているか。</p> <p>3 夜勤手当及び超過勤務手当の算出は適正か。</p>	<p>(1) 労働基準法第37条、第89条</p> <p>(2) 労働基準法89条</p>	<p>(1) 諸手当の支給が不適正である。</p> <p>(1) 宿直手当及び日直手当の額は毎年度計算し、許可条件以上の額か確認していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(4)社会保険	<p>従業者5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっている。</p>	<p>1 社会保険への加入は適正か。</p>	<p>(1) 健康保険法第3条第1項、第3項 (2) 厚生年金保険法第6条第1項、第9条 (3) 雇用保険法第5条 (4) 労働者災害補償保険法第3条第1項</p>	<p>(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。 (2) いずれかの保険に、未加入者がいる。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 賃金台帳	使用者は、各事業所ごとに賃金台帳を調整し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払のつど遅滞無く記入すること。	1 賃金台帳を適正に作成しているか。	(1) 労働基準法第108条	(1) 賃金台帳を作成していない、又は記載内容が不十分である。 (2) 賃金台帳の整理に問題がある。	B B
6 健康管理	<p>労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。</p> <p>定期健康診断は1年以内ごとに1回の実施が求められているが、夜間業務に従事する従業員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p> <p>なお、1年以上雇用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き雇用されている者で、就労時間数が通常の就労者の3/4以上の者についても同様に行うこと。</p> <p>・労働者が常時50人以上の施設等においては、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届出ること。</p> <p>・労働者が常時10人以上50人未満の施設等においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。</p> <p>・労働者が常時50人以上の施設等においては、労使で構成する安全衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせること（月1回以上）。</p>	<p>1 健康診断を適切に実施しているか。</p> <p>2 必要な検査項目を満たしているか。</p> <p>3 （職員50人以上の施設において）衛生管理者及び産業医を選任し、届け出ているか。</p> <p>4 （職員10人以上50人未満の施設において）衛生推進者を選任しているか。</p> <p>5 （職員50人以上の施設において）衛生委員会を設けているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第42条 (2) 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条 (3) 労働安全衛生規則第44条、第45条、第51条、第52条 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2 (5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について</p> <p>(1) 労働安全衛生法第12条、第13条</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第12条の2</p> <p>(1) 労働安全衛生法第18条 (2) 労働安全衛生規則第22～23条</p>	<p>(1) 従業員の安全衛生管理体制を確立していない。 (2) 健康診断が実施されていない。 (3) 健康診断の未受診者がいる。 (4) 健康診断の実施時期、方法が適切でない。</p> <p>(1) 健康診断に未実施項目がある。</p> <p>(1) 衛生管理者及び産業医を未選任又は届出をしていない。</p> <p>(1) 衛生推進者を選任していない。</p> <p>(1) 衛生委員会を設置していない。</p>	B C B B B B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分	
7 研修	<p>・結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、X線直接撮影検査、かく痰検査及び聴診・打診その他必要な検査を行うこと。 (ア) 定期健康診断 (イ) 採用時健康診断 (ウ) その他 ・腰痛検診等 平成25年6月18日基発0618第1号「職場における腰痛予防対策の推進について」に基づき対策を講じること。</p> <p>・実施記録を作成し、保存しておくこと。</p> <p>・労働者が常時50人以上の施設等においては、「健康診断結果報告書」を労働基準監督署に提出すること。</p> <p>・労働者が有効に利用し得る休憩の設備を設けるように努めること。労働者が常時50人以上又は女子30人以上の施設等においては、労働者が臥床することができる休養室又は休養所を男女用に区別して設けること。</p> <p>・労働者が常時50人以上の施設においては、毎年1回、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握</p> <p>施設等従業者の資質の維持、向上を図るためには系統的、効果的研修計画がたてられている必要がある。特に、個人個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容を持った実施計画が立てられていることが望まれる。 ・施設等従業者に対し、系統的、効果的な研修計画が立てられていること。 (1) 施設内研修 (2) 施設外研修 ・従業者の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ・研修終了後、報告をさせ、不参加の職員にも研修内容を周知させること。 ・研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。</p>	<p>6 腰痛に対し検診等の対策を講じているか。</p> <p>7 健康診断個人票を作成し、保管しているか。</p> <p>8 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。(職員50人以上の施設のみ)</p> <p>9 (職員50人以上又は女性30人以上の施設において) 休憩室は、適切な環境に確保しているか。</p> <p>10 (職員50人以上の施設において) 対象となる労働者全員に、必要な検査を行っているか。</p>	<p>(1) 平成25年6月18日基発0618第1号「職場における腰痛予防対策の推進について」</p> <p>労働安全衛生規則第51条</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第52条</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第613条 (2) 労働安全衛生規則第618条</p> <p>労働安全衛生法第66条の10</p> <p>(1) 都条例第155号56条第3項準用 (2) 都条例136号13条第3項</p>	<p>(1) 腰痛検診等の対策を講じていない。</p> <p>(1) 健康診断個人表を作成し、保管していない。 (2) 健康診断実施記録の整備が不十分である。</p> <p>(1) 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していない。</p> <p>(1) 休憩室がない又は利用できない。 (2) 休憩室を適切な環境に確保していない。</p> <p>(1) 必要な検査を行っていない。</p> <p>(1) 研修を実施していない。 (2) 研修の実施が不十分である。</p> <p>(1) 研修計画が立てられていない。</p> <p>(1) 結果報告を実施していない。</p> <p>(1) 職務関連資格の取得に対する配慮がなされていない。</p>	<p>B</p> <p>B B</p> <p>B</p> <p>B B</p> <p>B</p> <p>C B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	
		<p>従業者の福利厚生を充実し、魅力ある職場づくりを推進することは、福祉人材の確保にとって重要なことである。</p>	<p>1 従業者の福利厚生に対する配慮をしているか。</p>	<p>(1) 社会福祉法第90条第1項</p>	<p>(1) 従業者の福利厚生に対する配慮をしていない。</p>	<p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分	
9 管理者（施設長）の職務	1 管理者（施設長）は、施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行い、従業者に規定等を遵守させるために必要な指揮命令を行い、又サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させる等の施設等運営管理全般の統括、利用者等との連絡調整、利用者負担上限額管理、地域社会との連携など、その職責を十分果たすこと。	1 管理者（施設長）はその職責を果たしているか。	(1) 都条例第155号第53条準用 (2) 都条例第136号第10条	(1) 運営管理上問題が生じている。 (2) 業務の把握状況が不十分である。	C B	
		2 管理者（施設長）は資格要件を満たしているか。	(1) 平18厚労令第174号第6条、第35条、第55条、第61条、第70条（第35条準用）、第72条、第88条（第72条準用） (2) 平18厚労令第177号第5条	(1) 管理者（施設長）が有資格者でない。	C	
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	2 施設等には、専任の管理者（施設長）を置かなければならない。ただし、施設等の管理上支障がない場合は、他の事業所等の職務に従事することができる。	1 管理者（施設長）は専任となっているか。	(1) 社会福祉法第66条 (2) 都条例第155号第51条準用 (3) 都条例第136号第10条第1項	(1) 他施設等の従業者等を兼務し、管理上支障がある。	C	
		1 利用者が、良好な環境のもとで福祉サービスの提供を受けるためには、各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。	1 構造、設備が基準を満たしているか。	(1) 都条例第155号第52条、第81条、第93条の2、3、4、第147条の2、3、第153条、第157条の2、3、第174条、第192条の5	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。	C
		2 構造、設備に危険な箇所はないか。	(2) 都条例第136号第8条 (3) 最低基準（社会参加支援施設） (4) 社発第109号通知5	(1) 構造、設備に危険な箇所がある。	C	
		2 内容変更がある場合は届け出ること。	1 許可（届出）内容と現状に差異がないか。	(1) 社会福祉法第63条	(1) 許可（届出）内容と現状に著しい相違がある。 (2) 許可（届出）内容と現状に相違がある。	C B
		3 指定療養介護事業所は、医療法に規定する病院として必要な設備等を備えなければならない。また、医療法における病院としての許可が必要である。	1 必要な設備等を備えているか。 医療法の規定に基づく許可を受けているか	(1) 都条例第155号第52条 (2) 医療法第21条、第23条 (3) 医療法第7条	(1) 必要な設備等を備えていない。 (1) 医療法の許可を受けていない。	C C
(2) 環境整備の状況	施設等は次により環境の整備を行わなければならない。 ・施設等は、日常行う清掃のほか、大清掃及びねずみ、昆虫等による被害の状況等について6か月以内ごとに1回、定期的、統一的に調査を実施し、当該調査に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。 ・建物及び設備の点検を行い、記録しておくこと。 ・危険箇所、交通安全、防犯等に対する配慮すること。 ・段差の解消に努めること。 ・プロパンガス等危険物の取扱いは適切に行うこと。	1 施設内外の清掃、ねずみ等の状況調査及びねずみ等の発生を防止するための必要な措置を行っているか。	(1) 労働安全衛生規則第619条	(1) 施設内外の清掃、ねずみ等の状況調査及びねずみ等の発生を防止するための必要な措置を適切に行っていない。	B	
		2 建物、設備に関する点検記録等が整備されているか。	(1) 都条例第155号第75条第1項準用、第156条第1項、第192条の11第1項 (2) 都条例第136号第59条第1項	(1) 設備に関する記録が整備されていない。	C	
		3 施設内外の構造物、設備等の安全確保がなされているか。		(1) 施設内外の構造物、設備等の安全確保が不十分である。	B	
		4 施設内、居室等について、快適な生活環境を確保しているか。		(1) 施設内、居室等について、快適な生活環境の確保が不十分である。	B	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3)環境衛生の状況	<p>1 飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じなければならないことから、自家水及び受水槽等使用の場合、清浄な飲料水の確保を管理者自らが責任を持って行うこと。</p> <p>100人を超える居住者に地下水（井戸水）を供給する場合は、「専用水道」となり、保健所への確認申請、水道技術管理者の設置、水道事務月報の提出等が義務付けられている。 （参考）専用水道の定義 「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人をこえる者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。</p> <p>2 受水槽の有効容量の合計が10m³を超える設備を有する等水道法で規定する簡易専用水道の場合 (1)厚生労働大臣が指定する検査機関による検査を年1回実施すること。 (2)次のような衛生管理を行うこと。 ①貯水槽の清掃（年1回）（専門の清掃業者に委託） ②水槽等施設の点検・整備（月1回）水槽のヒビ割れ、水槽等の汚染、水槽内の異物の混入等 ③給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、必要な水質検査を行う。</p> <p>（参考）簡易専用水道の定義 簡易専用水道とは、都や市などの水道から供給される水だけを水源として、その水をいったん受水槽に溜めてから給水する水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいう。ただし、工場などに設置しているもので、まったく飲み水として使用していない場合は、簡易専用水道には該当しない。 また、地下水（井戸水）を受水槽に溜め供給しているものは、簡易専用水道ではないが、100人を超える居住者に給水する場合は、「専用水道」として別の規制を受ける。</p> <p>10m³以下の小規模貯水槽水道及び専用水道以外の飲用井戸等についても、衛生的管理を行うこと。 ○東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 ○昭和62年9月30日付62衛環環第587号「飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱」 ○23区、八王子市、町田市については、各保健所の指導による。</p>	<p>1 水道法に基づく水質検査等を定期的に実施しているか。</p>	<p>(1) 都条例第155号第70条、第90条 (2) 都条例第136号第47条 (3) 水道法第3条第6項、第32条、第33条、第34条 (4) 水道法施行規則第53条、第54条 (5) 平成15年7月25日社援基発第725001号「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」</p> <p>(1) 水道法第3条第7項、第34条の2、第34条の3、第34条の4 (2) 水道法施行規則第55条、第56条 (3) 水道法施行令第2条(有効容量10m³以上の設備に関する義務) (4) 都条例第155号第70条、第90条 (5) 都条例第136号第47条 (6) 平成15年7月25日社援基発第725001号「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」</p>	<p>(1) 水質検査を定期的実施していない。 (2) 使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理がなされていない。</p>	<p>C C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
ウ地域住民等との協力体制	<p>施設等は、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。</p> <p>施設等の火災等においては、従業者だけではその対応が必ずしも十分でない場合が多く、また、救助された者を一時的に保護する場所も必要である。</p> <p>このため、地域の自治会等と災害対策協定を締結するなど近隣に所在する施設、病院等相互間の連携を図るとともに、地域住民及びボランティア団体とも日常の連携を密にし、施設で行う避難訓練への参加等により施設の構造・配置、入所者の実態を認識してもらい、緊急の場合の応援、協力体制を確保しておくことが大切である。</p>	<p>1 避難訓練等の実施に当たり、地域住民等との連携に努めているか。</p> <p>2 災害時における地域住民等との応援協力体制の確保に努めているか。</p>	<p>(1) 都条例第155号第74条第3項準用 (2) 都条例第136号第57条第3項 (3) 社施第107号通知</p>	<p>(1) 避難訓練等の実施に当たり、地域住民等との連携に努めていない。 (2) 地域住民等との協力体制が不十分である。</p>	<p>B B</p>
エ事故発生時の対応	<p>・施設等において、入所者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>・外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努める。</p>	<p>1 事故発生時の連絡体制等、対応策を確保しているか。</p> <p>2 速やかに損害賠償を行うことができる体制が確保されているか。</p>	<p>(1) 都条例第155号第40条準用 (2) 都条例第136号第56条 (3) 平成28年9月15日障障発0915第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」</p>	<p>(1) 連絡すべき者に連絡を行っていない。 (2) 連絡が速やかに行われていない。 (3) 必要な措置を講じていない。 (1) 損害賠償を速やかに行っていない。</p>	<p>C B C C</p>
(2)非常災害対策計画等	<p>1 消防計画 消防計画は、利用者の火災等非常災害時における利用者、従業者の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。</p> <p>・消防計画を作成したとき及び内容を変更したときは所轄消防署長へ届け出をすること。 ・消防計画の内容について関係者へ周知すること。</p>	<p>1 消防計画を作成し所轄消防署に届出しているか。（届出は対象施設のみ）</p> <p>2 消防計画変更の際には変更の届出がされているか。</p> <p>3 消防計画の内容について関係者に周知しているか。</p>	<p>(1) 都条例第155号第74条準用 (2) 都条例第136号第57条 (3) 消防法第8条（防火管理者による消防計画の作成） (4) 消防法施行令第3条の2第1項 (5) 消防法施行規則第3条（消防計画） (1) 消防法施行規則第3条 (1) 社施第107号通知</p>	<p>(1) 消防計画を作成の上、所轄消防署に届けていない。 消防計画を作成していない。 消防計画の内容に不備がある。 変更届出をしていない。 (1) 職員へ周知していない。</p>	<p>C C B B B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	2 非常災害対策計画 障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を作成し、非常災害時の関係機関への通報、連絡の体制を整備し、定期的に従業者に周知しなければならない。	1 地震防災計画（事業所防災計画）を作成しているか。	(1) 東京都震災対策条例第10条 (2) 都条例第155号第74条準用 (3) 都条例第136号第57条	(1) 消防計画は作成されているが、事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	B B
		2 地震防災計画の内容について職員に周知しているか。		(1) 職員に周知していない。	B
	3 避難確保計画 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告しなければならない。	3 火災、水害・土砂災害・地震等に対処するための非常災害対策計画を作成しているか（災害別の計画とする必要はない）。	(1) 障発0909第1号通知	(1) 消防計画は作成されているが、非常災害対策計画を作成していない。 (2) 非常災害対策計画の内容に不備がある。	B B
		4 非常災害対策計画の内容について職員に周知しているか。	(1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項	(1) 職員に周知していない。	B
(3) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設等として速やかに指示事項を改善すること。	1 避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。（要配慮者利用施設のみ）		(1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 区市町村に報告していない。 * 非常災害対策計画等の作成については、災害別の計画とする必要はない。	B B
(4) 避難訓練	1 社会福祉施設では、消防法施行規則第3条10項に基いて避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施しなければならない。 障害福祉施設等については、昭和30年2月22日社発第118号社会局長・児童家庭局長連名通知により月1回以上実施することが望ましいとしている。 *必要な事項 ・消防計画に沿って、避難・消火・通報訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 ・消火及び避難訓練年2回以上の実施 ・夜間又は夜間を想定した訓練をそのうち1回以上	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 東京都震災対策条例第10条 (2) 都条例第155号第74条準用 (3) 都条例第136号第57条	(1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	B B
		1 避難・消火・通報訓練が法令・通達で定められている回数実施しているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条の2第2項 (3) 消防法施行規則第3条第10項、11項 (4) 都条例第155号第74条準用 (5) 都条例第136号第57条	(1) 年2回以上、避難及び消火訓練を実施していない。	C
		2 夜間を想定した訓練を実施しているか。		(1) 夜間（想定）訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。	C B
		3 あらかじめ避難訓練について消防署への通知をしているか。	(1) 社施第59号通知 (2) 社施第121号通知 (3) 社施第107号通知	(1) 避難訓練について消防署へ通知をしていない。	B
		4 訓練結果の記録の整備をしているか。		(1) 訓練記録がない、又は内容に不備がある。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5)保安設備	<p>2 障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の訓練を行わなければならない。</p> <p>3 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しなければならない。</p> <p>防火管理者は、消防用設備等の点検及び整備が義務づけられている。また、消防法第17条の3の3に、消防用設備等の定期的点検とその結果の消防署への報告が義務づけられている。</p> <p>*消防用設備の点検 消防用設備等の点検及び整備を行い、年1回消防署へ届け出ること。外部の有資格業者に委託して行うこともできる。</p> <p>*危険物の管理 施設において使用する燃料（プロパンガス、灯油、重油等）の貯蔵場所、取扱等について安全対策を行うこと</p>	<p>1 非常災害を想定した避難訓練等を実施しているか。</p> <p>1 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。</p> <p>1 消防用設備等の点検及び報告等を実施しているか。</p> <p>2 消防用設備等の自主点検をしているか。</p> <p>3 避難器具及び非常通報装置を設置しているか。</p> <p>4 危険物の貯蔵又は取扱状況は適正か。</p>	<p>(1) 障発0909第1号通知</p> <p>(1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第5項</p> <p>(1) 消防法第17条の3の3</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2第2項</p> <p>(1) 消防法第17条 (2) 消防法施行令第25条 (3) 社施第107号通知</p> <p>(1) 火災予防条例第30条</p>	<p>(1) 非常災害を想定した避難訓練等を実施していない。</p> <p>(1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告していない。</p> <p>(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。</p> <p>(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。</p> <p>(1) 非常災害用設備等がない</p> <p>(1) 危険物の貯蔵又は取扱状況が、適正でない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
12 厚生労働大臣が定める事項の評価等	<p>1 指定障害者支援施設が就労継続支援A型の提供を行う場合及び、指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>・厚生労働大臣が定める事項は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間 ・生産活動 ・多様な働き方 ・支援力向上のための取組 ・地域連携活動 	<p>1 おおむね1年に1回以上、厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働省大臣が定めるところにより、自ら評価を行っているか。</p> <p>2 評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p>	<p>(1) 都条例第155号第182条の2 (2) 令和3年厚生労働省告示第88号 (3) 障発0330第5号通知</p>	<p>(1) おおむね1年に1回以上、厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働省大臣が定めるところにより、自ら評価を行っていない。</p> <p>(2) 評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

支 援 編

目

1 利用申込・契約	1
(1) 重要事項の説明	1
(2) 契約成立時の書面交付	1
(3) 契約支給量等の報告等	1
(4) 提供拒否の禁止	2
(5) 連絡調整に対する協力	2
(6) サービス提供困難時の対応	2
2 サービスの一般原則、取扱方針	2
(1) サービスの一般原則	2
(2) サービスの取扱方針	3
3 個別支援計画の作成等	3
(1) サービス管理責任者の責務	3
(2) アセスメントの実施	4
(3) 原案の作成	5
(4) 利用者への説明、同意、交付	5
(5) 計画の実施状況の把握（モニタリング）	6
(6) 計画の見直し、変更	6
(7) 計画に基づく適正なサービス提供の確保	6
(8) 地域との連携等（障害者支援施設）	6
(9) 地域移行等意向確認担当者の選任等	7
4 入所時の施設支援	8
(1) 新規利用者の心身の状況等の把握	8
5 サービスの記録	8
(1) サービス提供の記録及び確認	8
(2) 記録の整備・保存	9
(3) 利用者台帳	10
(4) ケース記録	10
(5) 入所時の記録	10
(6) 生活の記録	10
(7) 記録者	11
(8) 責任者の確認	11
(9) 退所者金品の処理状況	11
(10) 終結記録	11
(11) アフターケア記録	11

次

6 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供	12
(1) 入浴支援	12
ア 心身状況に応じた入浴	12
イ 入浴前の健康管理	12
ウ 入浴機会の確保	12
(2) 排せつ支援	12
ア 排せつの自立	12
イ おむつの使用	12
ウ 排せつ環境	12
エ 夜間対応	12
オ 排せつ記録	12
(3) 基本的生活の支援	13
7 身体的拘束等の禁止	13
8 虐待の防止	14
(1) 虐待の禁止	14
(2) 虐待防止等の措置	14
(3) 虐待に係る通報	15
9 訓練	15
(1) 機能訓練（療養介護）	15
(2) 訓練（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B	15
10 社会生活上の便宜の供与等	16
(1) レクリエーション行事の実施	16
(2) 行政機関に対する手続等の代行	16
(3) 家族との連携	16
11 相談及び援助	17
(1) 一般生活相談	17
(2) 入院期間中の取扱	17

1 2 指定障害福祉サービス実施者等との連携	17	1 9 健康管理	27
(1)連携状況	17	(1)日々の健康管理	27
(2)報告・通知状況	18	(2)褥瘡予防対策	27
1 3 秘密保持等	18	(3)協力医療機関	27
1 4 事故対応	19	(4)生活支援員等によるたんの吸引等の行為の実施	28
1 5 利用者負担額	19	2 0 衛生管理等	28
(1)自立支援給付費・支給対象サービスの利用	19	(1)衛生管理	28
(2)その他のサービスに関わる利用者負担額	20	(2)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止	29
1 6 利用者預り金等の管理状況	21	2 1 利用者の生活環境	30
(1)管理規程の作成	21	2 2 就労・生産活動	31
(2)規程の内容と管理体制	21	(1)就労の機会の提供（就労継続支援A型（雇用有）	31
(3)現金	22	ア 雇用契約の締結等	31
(4)本人支給金	22	イ 労働基準関係法令の遵守	31
(5)自己管理	22	ウ 就労の機会の提供	31
1 7 遺留金品等	22	エ 賃金の支払	31
(1)遺留金品の把握	22	(2)生産活動支援	32
(2)援護の実施者への報告・処理	22	(3)職場への定着のための支援等の実施	32
(3)処理状況の記録	22	(4)就労支援	33
(4)退所者金品	22	(5)離職者への支援	34
(5)残留金品	22	(6)収益還元・工賃支払	34
1 8 食事	23	(7)就職状況の報告	34
(1)食事の提供	23	(8)評価、整理及び関係機関との連絡調整等の実施	34
(2)調理	24	（就労選択支援）	
(3)検食	24		
(4)調理及び配膳に伴う衛生管理	25		
ア 検食の保存	25		
イ 調理従事者等の衛生管理	25		
ウ 衛生管理体制の確立	26		
(5)集団給食施設	26		
(6)調理業務委託	26		

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 利用申込・契約 (1)重要事項の説明	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、支給決定障害者等が指定障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、（実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、）運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害福祉サービス（当該施設障害福祉サービス）の提供の開始について、当該利用申込者の同意を得なければならない。	1 利用申込みに当たり、当該利用者に対し、重要事項を記した文書等を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について、当該利用者の同意を得ているか。	1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第13条第1項） 都条例第136号第14条第1項 2	1 利用申込みに当たり、当該利用者に対し、重要事項説明書、パンフレット等の重要事項を記した文書を交付して重要事項の説明を行っていない。 重要事項を記した文書について、利用者の障害の特性に応じた配慮がない。 重要事項説明書、パンフレット等 3 重要事項の説明に用いた文書について、重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等）の記載が不十分である。	C C B
(2)契約成立時の書面交付	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者との間で当該障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、 ① 当該事業の経営者（指定障害者支援施設等の設置者）の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者（指定障害者支援施設等）が提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の内容 ③ 当該指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 当該指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供開始年月日 ⑤ 当該指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しなければならない。	1 契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき書面を交付しているか。	1 社会福祉法第77条 2 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第13条第2項） 障発1206001号通知第三の3 (1) 都条例第136号第14条第2項 3 障発0126001号通知第三の3 (1)	1 契約が成立したときに、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき書面を交付していない。 2 社会福祉法第77条第1項の規定に基づく書面の交付において、障害の特性に応じた配慮がない。	C C
(3)契約支給量等の報告等	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供に当たっては、当該指定障害福祉サービス（当該施設障害福祉サービスの種類ごと）の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定障害福祉サービス（指定施設障害福祉サービスの種類ごと）の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。 2 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の利用に係る契約を締結したとき又は受給者証記載事項に変更があった場合は、受給者証記載事項その他の必要な事項を特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）に遅滞なく報告しなければならない。	1 受給者証に当該指定障害福祉サービス（当該施設障害福祉サービスの種類ごと）の内容、契約支給量、受給者証記載事項を記載しているか。 1 指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の利用契約を締結したとき又は受給者証記載事項に変更があった場合に、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。	1 都条例第155号第57条第1項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第14条第1項） 2 都条例第136号第15条第1項 1 都条例第155号第57条第2項、第3項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第14条第3項、第4項） 都条例第136号第15条第3項、第4項 2	1 受給者証に、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設が記載すべき受給者証記載事項を記載していない。 2 受給者証記載事項の記載に、一部記載していない事項がある。 1 利用契約を締結したとき又は受給者証記載事項に変更があった場合に、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に報告していない。	C B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4)提供拒否の禁止	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、原則として、利用申込に対して応じなければならない。障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する。	1 正当な理由（定員に空きがない・入院治療の必要がある場合・主たる対象者以外の障害者から利用申込があった場合等）なく、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供を拒んでいないか。	1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第15条） 都条例第136号第16条 2	1 正当な理由なく、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供を拒んでいる。	C
(5)連絡調整に対する協力	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の利用について区市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	1 指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の利用について区市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第16条） 都条例第136号第17条 2	1 区市町村又は相談支援事業を行う者の連絡調整に協力していない。	C
(6)サービス提供困難時の対応	1 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な障害福祉サービスを提供することが困難であると認める場合は、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 2 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 3 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら必要な便宜を供与することが困難である場合は、病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。	1 指定障害福祉サービス事業者は、利用申込者に対し自ら必要な障害福祉サービスを提供することが困難であると認める場合は、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 1 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 1 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合等に、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	1 都条例第155号第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第17条） 1 都条例第136号第18条第1項 1 都条例第136号第18条第2項	1 利用申込者に対し自ら必要な障害福祉サービスを提供することが困難であると認める場合に、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じていない。 1 利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合に、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じていない。 1 利用申込者が入院治療を必要とする場合等に、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を講じていない。	C C C
2 サービスの一般原則、取扱方針					
(1)サービスの一般原則	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）を提供するとともに、当該指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）を提供しなければならない。	1 個別支援計画を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）を提供しているか。 2 個別支援計画に基づき利用者に対して提供した指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の効果について継続的な評価を実施しているか。	1 都条例第155号第3条第1項 2 都条例第136号第3条第1項	1 個別支援計画を作成していない。 1 個別支援計画に基づき提供したサービスの効果について、継続的な評価を実施していない。	C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)サービスの取扱方針	<p>1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設）の従業者は、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について説明しなければならない。</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>1 個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を行っているか。</p> <p>指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>1 指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について説明しているか。</p> <p>1 提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>1 都条例第155号第62条第1項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第62条第1項）</p> <p>2 都条例第136号第30条第1項</p> <p>1 都条例第155号第62条第2項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第62条第2項）</p> <p>2 都条例第136号第30条第2項</p> <p>1 都条例第155号第62条第3項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第62条第3項）</p> <p>2 都条例第136号第30条第3項</p>	<p>1 個別支援計画に基づく支援を行っていない。</p> <p>1 個別支援計画の内容が利用者間において画一的である。</p> <p>1 指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供に当たって、必要な事項（個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等を含む）を説明していない。</p> <p>1 提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の質に対する自己評価を行っていない。</p> <p>2 提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の質に対する第三者による外部評価の導入を図っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
<p>3 個別支援計画の作成等</p> <p>(1)サービス管理責任者の責務</p>	<p>1 指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設）の管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させなければならない。</p> <p>2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等に関する業務を行わなければならない。</p> <p>3 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p>	<p>1 サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>1 サービス管理責任者の指揮の下、個別支援計画が作成されているか。</p> <p>1 利用者の自己決定の尊重を原則としているか。</p> <p>2 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</p>	<p>1 都条例第155号第53条第2項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第53条第2項）</p> <p>都条例第136号第10条第4項</p> <p>2</p> <p>1 都条例第155号第54条第1項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条 準用（第54条第1項）、第192条の6</p> <p>都条例第136号第11条第1項</p> <p>2</p> <p>1 都条例第155号第54条第1項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第1項）</p> <p>2 都条例第136号第11条第1項</p>	<p>1 サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させていない。</p> <p>1 サービス管理責任者の指揮の下で、個別支援計画が作成されていない。</p> <p>2 個別支援計画の作成担当者はサービス管理者であることが、個別支援計画書に記載されていない。</p> <p>1 利用者の自己決定の尊重を原則としていない。</p> <p>2 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)アセスメントの実施	<p>1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、当該利用者について、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、当該利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>	<p>1 個別支援計画を作成するに当たって、アセスメントを行っているか。</p>	<p>1 都条例第155号第54条第2項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用(第54条第2項) 都条例第136号第11条第2項</p> <p>2</p>	<p>1 アセスメントを実施していない。 2 アセスメントの記録を整備していない。</p>	<p>C B</p>
	<p>2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、(9)の地域移行等意向確認担当者が把握した当該利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。(障害者支援施設)</p>	<p>1 個別支援計画の作成に当たって、地域移行等意向確認担当者が把握した当該利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえているか。</p>	<p>1 都条例第136号第11条第2項</p>	<p>1 地域移行等意向確認担当者が把握した当該利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえていない。</p>	<p>C</p>
	<p>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</p>	<p>1 アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第54条第3項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用(第54条第3項) 都条例第136号第11条第3項</p> <p>2</p>	<p>1 アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していない。</p>	<p>C</p>
	<p>4 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>1 アセスメントに当たって、面接を実施しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第54条第3項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用(第54条第4項) 都条例第136号第11条第4項</p> <p>2</p>	<p>1 面接を実施していない。 2 面接の記録を整備していない。</p>	<p>C B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3)原案の作成	<p>1 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービスの種類ごと）の目標及びその達成時期、指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>この場合において、当該指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）が提供する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を個別支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。</p>	<p>1 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>他の福祉サービス等や保健医療サービス等との連携を個別支援計画の原案に含めているか。</p> <p>2 サービス等との連携を個別支援計画の原案に含めているか。</p>	<p>1 都条例第155号第54条第4項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第5項） 都条例第136号第11条第5項</p> <p>2</p>	<p>1 利用者ごとに個別支援計画の原案を作成していない。</p> <p>2 個別支援計画原案の記載内容が不十分である。</p> <p>3 他の福祉サービス等や保健医療サービス等との連携を個別支援計画の原案に含めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4)利用者への説明、同意、交付	<p>2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者及び当該利用者に対する指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス）の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等（施設障害福祉サービスにおいては、地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。</p> <p>なお、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</p> <p>1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、個別支援計画の原案の内容について、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 利用者及び当該利用者に対するサービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>1 利用者又はその家族に対して、当該個別支援計画の原案の内容について説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	<p>1 都条例第155号第54条第5項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第6項） 都条例第136号第11条第6項</p> <p>2</p> <p>1 都条例第155号第54条第5項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第6項） 都条例第136号第11条第6項</p> <p>2</p>	<p>1 個別支援計画の作成に当たって、利用者及び当該利用者に対する担当者等を招集して行う会議を開催していない。</p> <p>2 当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認しているか。</p> <p>3 個別支援計画の原案の内容について、利用者及び当該利用者に対する担当者等に意見を求めているか。</p> <p>4 会議録を作成していない。</p> <p>3</p> <p>1 個別支援計画の原案の内容について、説明をしていない。</p> <p>2 個別支援計画の原案の内容について、文書により同意を得ていない（同意したことを示す署名を得ていない）。</p> <p>3 同意の署名者名が利用者本人名ではない（第三者である代理人名又は署名の代行者名である）。</p> <p>4 同意の署名を代理人が直接当事者の名前を署名する場合、「代理人」と明記した上で代理人の名前を併せて署名していない。</p> <p>5 同意の署名を代行者が行った場合、代行者名や代行することの本人からの授権の有無が不明確である。</p> <p>6 個別支援計画の原案の内容について、同意を得た日が不明である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(5)計画の実施状況の把握（モニタリング）	<p>2 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。</p> <p>1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、当該個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行わなければならない</p> <p>2 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。</p>	<p>1 作成した個別支援計画を、利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しているか。</p> <p>1 個別支援計画のモニタリングを行っているか。</p> <p>1 モニタリングに当たっては、定期的に利用者に面接しているか。</p> <p>定期的モニタリングを行っているか。</p> <p>2 いるか。</p> <p>モニタリングの結果を記録しているか。</p> <p>3 いるか。</p>	<p>1 都条例第155号第54条第6項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第7項） 都条例第136号第11条第7項</p> <p>2</p> <p>1 都条例第155号第54条第7項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第8項） 都条例第136号第11条第8項</p> <p>2</p> <p>1 都条例第155号第54条第8項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第9-8項） 都条例第136号第11条第9-8項</p> <p>2</p>	<p>1 作成した個別支援計画を、利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付していない。</p> <p>1 個別支援計画のモニタリングを行っていない。</p> <p>1 モニタリングに当たって、定期的に利用者に面接していない。</p> <p>1 定期的にモニタリングを行っていない。</p> <p>1 モニタリングの結果を記録していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6)計画の見直し、変更	<p>1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。</p> <p>2 個別支援計画を変更する場合、再アセスメントの実施、原案の作成、原案を利用者等へ説明し文書による同意を得ること、計画の交付、計画の実施状況の把握などの一連の業務を行わなければならない。</p>	<p>1 個別支援計画の作成後、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行っているか。</p> <p>2 （自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援を提供する場合）個別支援計画の作成後、少なくとも3月に1回以上、計画の見直しを行っているか。</p> <p>1 個別支援計画を変更する場合、再アセスメントの実施、原案の作成、原案を利用者等へ説明し文書による同意を得ること、計画の交付、計画の実施状況の把握などの一連の業務を行っているか。</p>	<p>1 都条例第155号第54条第7項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第8項）</p> <p>2 都条例第136号第11条第8項</p> <p>1 都条例第155号第54条第9項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第54条第10項） 都条例第136号第11条第10項</p> <p>2</p>	<p>1 個別支援計画の作成後、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行っていない。</p> <p>2 （自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援を提供する場合）個別支援計画の作成後、少なくとも3月に1回以上、計画の見直しを行っていない。</p> <p>1 個別支援計画変更する場合、再アセスメントの実施等作成に係る一連の業務を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(7)計画に基づく適正なサービス提供の確保	<p>1 指定障害福祉サービス（指定施設入所支援等）が提供されるに当たって、サービスの運営基準の規定に従い個別支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて単位数が算定される。</p> <p>（1）作成されていない期間が3月未満の場合：100分の70</p> <p>（2）作成されていない期間が3月以上の場合：100分の50</p>	<p>1 サービス管理責任者の指揮の下、個別支援計画が作成されているか。</p> <p>2 指定障害福祉サービス基準（指定障害者支援施設基準）に規定する個別支援計画に係る一連の業務が適切に行われているか。</p>	<p>1 都条例第155号第54条第1項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条 準用（第54条第1項）、第192条の6 都条例第136号第11条第1項</p> <p>2 障発第1031001号通知第二の1（130）</p>	<p>1 個別支援計画が作成されていない。</p> <p>2 個別支援計画の作成に遅延がある。 ※ 計画未作成状態が解消されるに至った月の前月までが減算対象期間となる。</p> <p>1 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。 ※ 計画作成業務不適切状態が解消されるに至った月の前月までが減算対象期間となる。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
(8)地域との連携等（障害者支援施設）	<p>1 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに区市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。（指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合を除く。）</p>	<p>1 地域住民等との連携、協力等により地域との交流が図られているか。</p> <p>1 おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議を開催しているか。</p>	<p>1 都条例第136号第11条の2第1項</p> <p>1 都条例第136号第11条の2第2項</p>	<p>1 地域住民等との連携、協力等により地域との交流が図られていない。</p> <p>1 おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議を開催していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。（指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合を除く。）</p>	<p>1 おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けているか。</p>	<p>1 都条例第136号第11条の2第3項</p>	<p>1 おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けていない。</p>	<p>C</p>
	<p>4 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議及び構成員の施設見学における報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。（指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合を除く。）</p>	<p>1 地域連携推進会議及び構成員の施設見学における報告、要望、助言等について記録を作成しているか。 2 当該記録を公表しているか。</p>	<p>1 都条例第136号第11条の2第4項</p>	<p>1 地域連携推進会議及び構成員の施設見学における報告、要望、助言等について記録を作成していない。 当該記録を公表していない。 2</p>	<p>C C</p>
	<p>1 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</p> <p>2 前項の地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告しなければならない。</p> <p>3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>1 地域移行等意向確認等に関する指針を定めているか。 2 地域移行等意向確認担当者を選任しているか。</p> <p>1 地域移行等意向確認等を実施しているか。 2 アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告しているか。 3 地域移行等意向確認等の内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告しているか。</p> <p>1 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行っているか。</p>	<p>1 都条例第136号第11条の3第1項</p> <p>1 都条例第136号第11条の3第2項</p> <p>1 都条例第136号第11条の3第3項</p>	<p>1 地域移行等意向確認等に関する指針を定めていない。 2 地域移行等意向確認担当者を選任していない。</p> <p>1 地域移行等意向確認等を実施していない。 2 アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告していない。 3 地域移行等意向確認等の内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告していない。</p> <p>1 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行っていない。</p>	<p>C C C</p>
<p>4 入所時の施設支援 (1) 新規利用者の心身の状況等の把握</p>	<p>1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等は、指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>1 新規利用者の心身の状況、病歴等を把握しているか。 2 新規利用者に関する重要な事項を関係従業者に周知徹底しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第20条）</p> <p>2 都条例第136号第21条</p>	<p>1 新規利用者の状況について把握していない。 1 新規利用者に関する事項を関係従業者に周知していない。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>5 サービスの記録 (1) サービス提供の記録及び確認</p>	<p>1 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、利用者及び指定療養介護事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況等を把握できるようにするため、当該指定療養介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項について記録しなければならない。 なお、記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、前項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を受けなければならない。</p> <p>3 指定障害福祉サービス（指定療養介護除く）事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者及び指定障害福祉サービス事業者がその時点での指定障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、当該指定障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。</p> <p>4 指定障害福祉サービス事業者は、前項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を受けなければならない。</p> <p>5 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者及び指定障害者支援施設がその時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならない。</p> <p>6 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を受けなければならない。</p>	<p>1 指定療養介護を提供した際に、当該指定療養介護の提供日、具体的内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>2 サービス提供の記録について、利用者から確認を受けているか。</p> <p>1 指定障害福祉サービスの提供の都度、当該指定障害福祉サービスの提供日、具体的内容、実績時間数、その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>1 サービス提供した都度に記録し利用者から確認を受けているか。</p> <p>1 指定指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスの提供の都度、当該施設障害福祉サービスの提供日、具体的内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>1 サービス提供した都度に記録し利用者から確認を受けているか。</p>	<p>1 都条例第155号第58条第1項 2 障発1206001号通知第四の3（2） ①</p> <p>1 都条例第155号第58条第2項 2 障発1206001号通知第四の3（2） ②</p> <p>1 都条例第155号第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第23条第1項）、第154条第1項、第157条の4 準用（第154条第1項） 障発1206001号通知第三の3（9） ①</p> <p>2</p> <p>1 都条例第155号第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第23条第2項）、第154条第3項、第157条の4 準用（第154条第3項） 2 障発1206001号通知第三の3（9） ②</p> <p>1 都条例第136号第24条第1項 2 障発0126001号通知第三の3（1） 1）①ア</p> <p>1 都条例第136号第24条第3項 2 障発0126001号通知第三の3（1） 1）②</p>	<p>1 指定療養介護を提供したにもかかわらず、当該指定療養介護の提供日、具体的内容その他必要な事項を記録していない。 2 当該指定療養介護の提供日、具体的内容その他必要な事項の記録が不十分である。</p> <p>1 サービス提供の記録について、利用者から確認を受けていない。</p> <p>1 指定障害福祉サービスを提供したにもかかわらず、その都度、当該指定障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 2 当該指定障害福祉サービスの提供日、具体的内容、実績時間数その他必要な事項の記録が不十分である。</p> <p>1 サービス提供の記録について、利用者から確認を受けていない。</p> <p>1 施設障害福祉サービスを提供したにもかかわらず、その都度、当該施設障害福祉サービスの提供日、具体的内容その他必要な事項を記録していない。 当該施設障害福祉サービスの提供日、具体的内容その他必要な事項の記録が不十分である。</p> <p>2 の他必要な事項の記録が不十分である。</p> <p>1 サービス提供の記録について、利用者から確認を受けていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)記録の整備・保存	<p>7 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者及び施設障害福祉サービス事業者がその時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項について記録しなければならない。 なお、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。</p> <p>8 指定障害者支援施設は、前項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を受けなければならない。</p> <p>1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者に対する障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>① サービスの提供記録 ② 個別支援計画（就労選択支援を除く。） ③ 区市町村への通知に係る記録 ④ 身体的拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び処置についての記録</p> <p>3 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録の保存は、個人情報として、その取扱いに配慮する必要がある。</p>	<p>1 施設障害福祉サービスを提供した際に、当該指定施設障害福祉サービスの提供日、具体的内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>1 サービス提供の記録について、利用者から確認を受けているか。</p> <p>1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、従業者、設備、備品及び会計等に関する記録を文書により整備しているか。</p> <p>1 個別支援計画、サービス提供の記録、その他関連する記録は整備されているか。また5年間保存されているか。</p> <p>2 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録（利用者台帳・ケース記録・看護記録・援護の実施者との関係書類等）を個人別に綴り、5年間、保存しているか。</p> <p>1 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録の保存は個人情報として、その取扱いに配慮しているか。</p>	<p>1 都条例第136号第24条第2項 2 障発0126001号通知第三の3（1）①イ</p> <p>1 都条例第136号第24条第3項 2 障発0126001号通知第三の3（1）②</p> <p>1 都条例第155号第75条第1項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第75条第1項）、第156条第1項、第157条の4 準用（第156条第1項）第192条の11第1項 2 都条例第136号第59条第1項</p> <p>1 都条例第155号第75条第2項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第75条第2項）、第156条第2項、第157条の4 準用（第156条第2項）第192条の11第2項 2 都条例第136号第59条第2項</p> <p>1 平成15年5月30日法律第57号「個人情報の保護に関する法律」</p>	<p>1 施設障害福祉サービスを提供したにもかかわらず、その都度、当該施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 2 当該施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項の記録が不十分である。</p> <p>1 サービス提供の記録について、利用者から確認を受けていない。</p> <p>1 従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備していない。</p> <p>1 記録整備が不十分である。 2 5年間保存していない。</p> <p>3 利用者台帳・ケース記録・看護記録・援護の実施者との関係書類等を5年間保存していない。</p> <p>1 保存方法が適正でない。</p>	<p>C B</p> <p>C</p> <p>B C B</p> <p>B</p>
(3)利用者台帳 (心身の状況等の把握)	<p>1 利用者台帳は利用者の基礎となる事項を記載するものである。 利用者台帳の必要項目 ① 身体の状況（ADLを含む） ② 疾病の状況（既往歴等） ③ 経済的状況（年金・仕送等） ④ 家族等の状況（緊急連絡先） ⑤ 利用前の生活歴 ⑥ 利用理由（援護の実施者等からの連絡事項等）</p>	<p>1 利用者個々の利用者台帳を整備しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第75条第2項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第75条第2項）、第156条第2項、第157条の4 準用（第156条第2項）、第192条の11第2項 2 都条例第136号第59条第2項</p>	<p>1 利用者台帳を整備していない。</p>	<p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) ケース記録	1 ケース記録は、利用者の状況、サービス提供の状況等、具体的に記載されるものである。ケース記録を見ることで利用者が個別支援計画に沿ったサービスの提供を受けていたかどうか、どのように生活してきたかが誰にでも理解できる必要がある。	2 利用者台帳は必要な項目を網羅しているか。 1 ケース記録を整備しているか。個別支援計画に則ったサービスが提供されていることが明確になっているか。(就労選択支援を除く。)利用者の様子、職員の対応等が 3 明確に記載されているか。	1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用(第20条) 都条例第136号第21条 2 1 都条例第155号第75条第2項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用(第75条第2項)、第156条第2項、第157条の4 準用(第156条第2項)、第192条の11第2項 2 都条例第136号第59条第2項	1 利用者台帳に必要な項目が網羅されていない。 1 ケース記録を整備していない。 1 個別支援計画に則ったサービス提供の実施状況が明確でない。 1 施設支援提供の状況や経過の記録、利用者の様子等の記録が不十分である。	B C B B
(5) 入所時の記録		1 入所時の状況、様子、家族との状況、利用者の施設生活に対する意識等を記録しているか。		1 入所時記録の内容が不十分である。	B
(6) 生活の記録		1 個別支援計画に基づいたサービス提供が実施され、援護の状況やサービス提供の経過がわかるものとなっているか。		1 援護の状況やサービス提供の経過の記録が不十分である。	B
(7) 記録者	1 記録の記入に関し、責任者を明確にするためにも、記録者が明示されている必要がある。	1 記録者が明確になっているか。		1 記録者が不明確で責任の所在が明らかでない。	B
(8) 責任者の確認	1 (7)と同じ理由で、サービスに係る責任者は、定期的に記録を確認し、必要に応じて指導助言を行う必要がある。	1 責任者が定期的に確認を行い、必要に応じて指導助言を行っているか。		1 責任者が定期的に確認を行っていない。 2 必要に応じて指導助言を行っていない。	B B
(9) 退所者金品の処理状況	1 利用者の金品が、退所に際して適切に処理されているかどうかを確認できるように、その処理経過を明確化する必要がある。	1 退所者金品等の処理経過を記録しているか。		1 退所者金品の処理経過の記録内容が不十分である。	B
(10) 終結記録	1 利用者の退所に係る経緯と、その手続等を明確に示し、適切な退所支援・退所手続きが実施されたかどうかを示すための記録である。	1 退所日・退所理由・退所に至る経過・退所先を明確に記録しているか。また、遺留金品、退所者金品の引き渡しをもって終結としているか。 2 退所後に発見された金品の処理について記載しているか。 3 区市町村、措置の場合は援護の実施者(実施機関)等との連絡について記載しているか。 4 終結記録を責任者が確認しているか。	1 都条例第155号第75条第2項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用(第75条第2項)、第156条第2項、第157条の4 準用(第156条第2項)、第192条の11第2項 2 都条例第136号第59条第2項	1 退所時及び遺留金品・退所者金品に係る記録内容が不十分である。 1 退所後に発見された金品の処理について記録していない。 1 区市町村、措置の場合は援護の実施者(実施機関)等との連絡について記録していない。 1 終結記録を責任者が確認していない。	B B B
(11) アフターケア記録	1 利用者が安定して地域生活を営むことができるよう、移行後においても一定期間、定期的な連絡、相談等を行う必要がある。(共生型)機能訓練、(共生型)生活訓練	1 地域移行後・就労後、利用者との定期的な連絡、相談等を行っているか。	1 都条例第155号第146条第2項、第147条の4、第157条、第157条の4 準用(第146条第2項)	1 地域移行後・就労後の利用者と定期的な連絡・相談を行っていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
6 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供	2 利用者の職場定着を促進する観点から、関係機関と連携して、利用者が就労した後、6月以上、連絡・相談等の支援を継続しなければならない。 (就労移行支援)	1 上記のアフターケアに関する記録を個人別に備えているか	1 都条例第155号第168条	1 上記のアフターケアの記録を整備していない。	B
	3 利用者の職場定着を促進する観点から、関係機関と連携して、利用者が就労した後、6月以上、連絡・相談等の支援の継続に努めなければならない。 (就労継続支援A型、就労継続支援B型)		1 都条例第155号第181条、第188条、準用(第181条)	1 上記のアフターケアの記録を整備していない。	B
(1)入浴支援 ア 心身状況に応じた入浴	1 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。	1 心身状況や自立支援を踏まえて、一般入浴・特別浴・介助浴等、適切な方法により実施しているか。	1 都条例第136号第32条第2項	1 利用者の心身状況や自立支援を踏まえた適切な方法で入浴又は清しきを行っていない。	C
イ 入浴前の健康管理	1 入浴の実施に当たっては、事前に利用者の健康管理を行うよう努めなければならない。	1 事前に健康状態の確認を行っているか。(体調の悪い者、じょくそう(床ずれ)のある者等の入浴については、医師又は看護師の指示をおおいでいるか。)		1 事前に健康状態をチェック確認していない。	B
ウ 入浴機会の確保	1 入浴することが困難な利用者がある場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めなければならない。	1 入浴することが困難な場合は、必要に応じて清しきを行っているか。 2 利用者の希望等を勘案して、入浴又は清しきを行っているか。		1 必要に応じて清しきを行っていない。 2 利用者の希望等を勘案して、入浴又は清しきを行っていない。	B B
(2)排せつ支援 ア 排せつの自立	1 指定療養介護事業者及び指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。	1 排せつの自立に向けて、障害特性に応じたトイレの工夫・ポータブルトイレの利用・定時、随時のトイレ誘導等、適切な方法により、必要な支援を行っているか。	1 都条例第155号第65条第2項、第84条第2項、第93条の5 準用(第84条第2項) 2 都条例第136号第32条第3項	1 排せつの自立に向けて、必要な支援を適切な方法で行っていない。(障害に応じた工夫がない)	B
イ おむつの使用	1 指定療養介護事業者及び指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。	1 心身及び活動状況に応じた適切なおむつを選択しているか。 2 排せつ状況を踏まえたおむつ交換を適切に行っているか。		1 適切なおむつを選択していない。 1 おむつ交換を適切に行っていない。	B C
ウ 排せつ環境	1 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、排泄の自立について必要な支援を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。	1 おむつ交換時には、衝立・カーテン等を活用しているか。 2 換気や保温に配慮しているか。		1 おむつ交換時に、プライバシーの確保がなされていない。	C
エ 夜間対応		1 夜間の排せつ支援・おむつ交換回数・おむつの種類等について配慮しているか。	1 都条例第155号第65条第2項、第84条第2項、第93条の5 準用(第84条第2項) 2 都条例第136号第32条第3項	1 換気・保温への対応が不十分である。 1 夜間の対応を適切に行っていない。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
オ 排せつ記録		1 必要に応じ排せつの経過を個人別に記録し、排せつ状況を把握しているか。	1 都条例第155号第75条第2項、第93条、第93条の5 準用（第75条第2項） 都条例第136号第59条第2項	1 必要に応じ排せつ記録を作成し、排せつ状況を把握していない。	B
(3) 基本的生活の支援	1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等は、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。	1 移動介助（車いす・歩行等の確保）に対する配慮はあるか。 2 基本的生活の介助（食事・洗面・衣服の着脱・清掃・洗濯・身の回りの整理、整頓等）に対する配慮はあるか。 3 寝たきりを防止するための離床対策を実施しているか。 4 起床時等は寝巻から日常着への着替えを促しているか。 5 理美容について配慮はあるか。 6 利用者が自炊を行う場合に適切な指導及び援助を実施しているか。 7 買い物等について配慮はあるか。	1 都条例第155号第65条第3項、第84条第3項、第93条の5 準用（第84条第3項） 2 都条例第136号第32条第4項	1 移動介助を行っていない。 1 基本的生活の介助（食事・洗面・衣服の着脱・清掃・洗濯・身の回りの整理整頓等）を行っていない。 1 離床対策を実施していない。 1 起床時に着替えを促していない。 1 理美容についての配慮が不十分である。 1 利用者が自炊を行う場合に適切な指導及び援助を実施していない。 1 買い物の機会を確保していない。	B B B B C B
7 身体的拘束等の禁止	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、指定障害福祉サービス事業（施設障害福祉サービス）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 2 指定療養介護事業者及び指定障害者支援施設等は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について、運営規程に定めておくことが望ましい。	1 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 1 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続を、運営規程に定めているか。	1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第90条第1項） 都条例第136号第50条第1項 2 令和2年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 1 障発第1206001号通知第四の3（16）⑤ 2 障発第0126001号通知第三の3（35）⑨	1 利用者に対し身体的拘束等を行うことが適切な対応であるか、組織的に検討していない。 2 利用者に対する行動制限が身体的拘束等に当たる可能性があるか、検討していない。 3 身体的拘束等を行うことが「緊急やむを得ない場合」であるか検討していない。 1 指定療養介護事業所及び指定障害者支援施設において、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について、運営規程に定めていない。	B B B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>3 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>4 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ・身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>5 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していないときは、利用者全員について、1日につき5単位が所定単位数から減算される。</p>	<p>1 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>1 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。また、その結果について、従業者に十分に周知しているか。</p> <p>2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>3 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>1 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第35条の2第2項） 都条例第136号第50条第2項</p> <p>2 令和2年10月厚生労働省 社会・援護局</p> <p>3 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」</p> <p>1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第35条の2第3項） 都条例第136号第50条第3項</p> <p>2 規則第175号第4条の3</p> <p>3 規則第173号第9条</p> <p>4</p> <p>1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第35条の2第2項） 障発1031001号通知第二の1（122）</p>	<p>1 身体的拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由等について、個別支援計画に記載がない。</p> <p>2 身体的拘束等を行うに当たって、身体的拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由について、利用者やその家族に説明し、了解を得ていない。</p> <p>身体的拘束等を行ったにもかかわらず、身体的拘束等の状況の記録を作成していない。</p> <p>3 身体的拘束等を行った際の、その態様、時間又は利用者の心身の状況を具体的に記録していない。</p> <p>1 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催していない。</p> <p>2 委員会の開催結果について、従業者に十分に周知していない。</p> <p>1 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。</p> <p>1 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。</p> <p>1 身体的拘束等を行った際に、その態様、時間又は利用者の心身の状況を記録していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>8 虐待の防止</p> <p>(1) 虐待の禁止</p> <p>(2) 虐待防止等の措置</p>	<p>1 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。</p> <p>1 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、虐待の防止のための措置に関する事項について運営規程に定めなければならない。</p>	<p>1 障害者虐待の疑われる行為が行われている。</p> <p>1 虐待の防止のための措置に関する事項について運営規程に定めているか。</p>	<p>1 平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第3条</p> <p>1 平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第15条</p> <p>1 都条例第155号第55条第9号、第82条第11号、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第188条 準用（第82条第11号）、第175条の2第12号</p> <p>2 都条例第136号第12条第12号</p>	<p>1 利用者に対し、虐待が疑われる行為が行われていた。</p> <p>1 虐待の防止のための措置に関する事項について運営規程に定めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>3 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。 ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 	<p>1 虐待防止に係る委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に十分に周知しているか。</p> <p>従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に行っているか。</p> <p>委員会や研修を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>虐待防止マニュアル、虐待防止啓発物等を作成しているか。</p> <p>4 全従業者に対し、虐待防止等に関するチェックリストを実施しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第3条第3項及び76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第40条の2）</p> <p>2 都条例第136号第3条第3項及び第56条の2</p> <p>3 令和2年10月厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」</p> <p>4 規則第175号第4条の4</p> <p>5 規則第173号第10条</p> <p>6 令和5年5月9日付5福保障施第319号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」</p> <p>1 都条例第155号第3条第3項</p> <p>2 都条例第136号第3条第3項</p> <p>3 令和2年10月厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」</p>	<p>1 虐待防止に係る委員会を定期的に開催していない。委員会の開催結果について、従業者に十分に周知していない。</p> <p>従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的1に実施していない。</p> <p>委員会や研修を実施するための担当者を置いていない。</p> <p>虐待防止マニュアル、虐待防止啓発物等を作成して1いない。</p> <p>全従業者に対し、虐待防止等に関するチェックリストを実施していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(3) 虐待に係る通報	<p>1 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを区市町村に通報しなければならない。</p>	<p>1 虐待を受けたと思われる障害者を発見したときに、速やかに区市町村に通報しているか。</p>	<p>1 平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第16条第1項</p>	<p>1 虐待を受けたと思われる障害者を発見したときに、速やかに区市町村に通報していない。</p>	<p>C</p>
9 訓練					
(1)機能訓練（療養介護）	<p>1 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するため、必要な機能訓練を行わなければならない。</p>	<p>1 利用者に対し、必要な機能訓練を行っているか。</p>	<p>1 都条例第155号第64条</p>	<p>1 作業療法士又は理学療法士等が行う機能訓練が行われていない。</p> <p>2 日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練が行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(2)訓練（自立訓練(機能訓練・生活訓練)、共生型自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型・B型)	<p>1 指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業者及び就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）事業者並びに指定障害者支援施設は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業者及び就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）事業者は、利用者に対し、有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>1 利用者の心身に応じ、必要な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>1 個別支援計画によるサービスの目標等を念頭に行われているか。</p> <p>身体機能の維持又は向上のため</p> <p>2 の訓練を行うのみならず、利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援が行われているか。</p>	<p>1 都条例第155号第145条第1項、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条 準用（第145条第1項）</p> <p>2 都条例第136号第33条第1項</p> <p>1 都条例第155号第145条第2項、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条 準用（第145条第2項）</p>	<p>1 利用者の心身の状況に応じた訓練を行っていない。</p> <p>1 訓練の実施が個別支援計画に位置付けられていない。</p> <p>1 利用者の生活全般にわたる諸課題を解決することを目的とした訓練（ADL訓練、IADL訓練）が行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>3 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>4 指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業者及び就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）事業者並びに指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。</p> <p>5 指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業者及び就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）事業者並びに指定障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定障害福祉サービス事業所（指定障害者入所施設）の従業者以外の者による指導、訓練を受けさせてはならない。</p>	<p>1 個別支援計画によるサービスの目標等を念頭に行われているか。 身体機能の維持又は向上のため</p> <p>2 の訓練を行うのみならず、利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援が行われているか。</p> <p>1 常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>1 利用者の負担により、当該指定障害福祉サービス事業所（指定障害者入所施設）の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p>	<p>1 都条例第136号第33条第2項</p> <p>1 都条例第155号第145条第3項、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条 準用（第145条第3項）</p> <p>2 都条例第136号第33条第3項</p> <p>1 都条例第155号第145条第4項、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条 準用（第145条第4項）</p> <p>2 都条例第136号第33条第4項</p>	<p>1 訓練の実施が個別支援計画に位置付けられていない。</p> <p>1 利用者の生活全般にわたる諸課題を解決することを目的とした訓練（ADL訓練、IADL訓練）が行われていない。</p> <p>1 常時1人以上の従業者を訓練に従事させていない。</p> <p>1 利用者の負担により、従業者以外の者による指導・訓練等を受けさせている。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>10 社会生活上の便宜の供与等</p> <p>(1)レクリエーション行事の実施</p> <p>(2)行政機関に対する手続等の代行</p>	<p>1 指定療養介護事業者及び指定障害者支援施設は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。</p> <p>1 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。</p>	<p>1 利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>1 郵便、証明書等の交付申請等利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等の代行について、その都度利用者等の同意を得た上で代行しているか。</p> <p>2 金銭に係る手続等については、書面等による事前の同意、代行後その都度本人の確認を得ているか。</p>	<p>1 都条例第155号第66条第1項</p> <p>2 都条例第136号第41条第1項</p> <p>1 都条例第136号第41条第2項</p> <p>2 障発0126001号通知第三の3（29）②</p>	<p>1 利用者のためのレクリエーション行事を行っていない。</p> <p>1 行政機関に対する手続等を代行する場合、その都度利用者等の同意を得た上で代行しているか。</p> <p>1 金銭に係る手続等について、書面等をもって事前に同意を得ているか。</p> <p>2 金銭に係る手続等について、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>(3)家族との連携</p>	<p>1 指定療養介護事業者及び指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。</p>	<p>1 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めているか。</p>	<p>1 都条例第155号第66条第2項</p> <p>2 都条例第136号第41条第3項</p>	<p>1 利用者の家族に対し、施設の会報の送付、施設等が実施する行事等への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族が交流できる機会を確保するよう努めていない。</p> <p>2 利用者と家族の面会の場所や時間等について、利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>(4)地域生活移行支援</p>	<p>1 利用者の状況に応じ、地域生活に移行できるよう、段階的に通所、訪問等のサービスを組み合わせるとともに、就労移行支援事業者その他の日中活動サービス事業者等と連携し、地域生活への移行等に必要な調整を行わなければならない。（（共生型）機能訓練、（共生型）生活訓練）</p>	<p>1 地域生活移行のため、段階的に通所、訪問等サービスを組み合わせ、また他の日中活動サービス事業者等と連携し、地域生活移行等に必要な調整を行っているか。（（共生型）機能訓練、（共生型）生活訓練）</p>	<p>1 都条例第155号第146条、第147条の4、第157条、第157条の4 準用（第146条）</p>	<p>1 地域生活移行のために必要な調整を行っていない</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>11 相談及び援助</p> <p>(1) 一般生活相談</p> <p>(2) 入院期間中の取扱</p>	<p>2 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえて、個別支援計画に沿って訓練を実施するよう努めなければならない。(機能訓練、生活訓練)</p> <p>1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図る必要がある。</p> <p>1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等は、3か月以内に退院の見込みのある利用者に対し、希望等を勘案した上で、退院後、再び利用できるよう退院の手続きをとる等、適切な便宜を供与する必要がある。</p> <p>2 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によらなければならない。</p>	<p>1 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえて、個別支援計画に沿って訓練が実施されているか。(機能訓練、生活訓練)</p> <p>1 利用者の心身の状況、環境等を把握し必要な生活相談、助言、援助等を行っているか。</p> <p>1 3か月以内に退院の見込みのある利用者に対し、適切な便宜を供与しているか。</p> <p>1 3か月以内に退院できるかどうか、医療機関に確認しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第63条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用(第63条) 都条例第136号第31条第1項</p> <p>1 都条例第136号第44条</p> <p>1 障発0126001号通知第三の3(32)①</p>	<p>1 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえた訓練になっていない。</p> <p>1 相談体制がとられていない。 2 相談への助言指導が不十分である。</p> <p>1 退院後、再び施設障害福祉サービスが利用できるよう、便宜を供与していない。</p> <p>1 退院の見込みを医療機関に確認していない。</p>	<p>C</p> <p>C B</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>12 指定障害福祉サービス事業者等との連携</p> <p>(1) 連携状況</p> <p>(2) 報告・通知状況</p>	<p>1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等は、サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>1 障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス等の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項について、遅滞なく区市町村に報告しなければならない。</p>	<p>1 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>1 入退所の際、受給者証記載事項を遅滞なく区市町村に報告しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用(第21条) 都条例第136号第22条第1項</p> <p>2</p> <p>1 都条例第155号第57条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用(第14条第3項) 都条例第136号第15条第3項</p> <p>2</p>	<p>1 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていない。</p> <p>1 受給者証記載事項を区市町村に報告していない。</p>	<p>B</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
13 秘密保持等	2 利用者の不正行為等により、自立支援給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して区市町村に通知しなければならない。	1 利用者の不正行為等により、自立支援給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して区市町村に通知しているか。	1 都条例第155号第68条、第89条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条準用（第89条） 2 都条例第136号第45条	1 利用者の自立支援給付の不正受給について、区市町村に意見を付して通知していない。	C
	1 指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設）の管理者及び従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 管理者及び従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を遵守しているか。	1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第36条第1項） 都条例第136号第51条第1項 2	1 管理者及び従業者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を遵守していない。 2 施設内の共用部の従業者以外の利用者等の手が届く位置に利用者の個人情報を記載した帳簿を置いている。 3 従業者以外の利用者等の目に付く位置に、個人情報	C C C
	2 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	2 従業者等が、従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、措置を講じているか。	1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第36条第2項） 2 都条例第136号第51条第2項	1 従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべきことを、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講じていない。	B
3 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。	1 他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者の情報提供を行う場合利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又は家族から同意を得ているか。	1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第36条第3項） 2 都条例第136号第51条第3項	1 他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報提供を行う場合に、あらかじめ、文書により利用者から同意を得ていない。	C	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
14 事故対応	<p>1 利用者が安心して障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう事業者及び施設等は、障害福祉サービス及び施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>特に、</p> <p>① 死亡事故（誤嚥によるもの等）</p> <p>② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）</p> <p>③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故</p> <p>④ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）</p> <p>⑤ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの）</p> <p>⑥ 感染症の発生</p> <p>⑦ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）</p> <p>⑧ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの</p> <p>⑨ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）</p> <p>⑩ その他特に報告の必要があると施設が判断したものについては、必ず都に報告すること。</p>	<p>1 区市町村・当該利用者の家族等、に速やかに連絡・報告しているか。</p> <p>2 都への報告対象事故等について、速やかに報告しているか。</p> <p>3 事故発生時の対応方法を定めるなどして、適正な措置を講じているか。</p> <p>4 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じているか。</p> <p>5 事故記録を整備しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第40条第1項）都条例第136号第56条</p> <p>2 令和5年5月9日付6福祉障施第499号「施設・1事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」</p> <p>障発1206001号通知 準用（第三の13（27）①）</p> <p>障発0126001号通知第三の3（426）①</p> <p>1 都条例第155号第75条第2項、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第75条第2項）、第156条第2項、第157条の4 準用（第156条第2項、第192条の11第2項）都条例第136号第59条第2項</p> <p>2</p> <p>1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第40条第2項）都条例第136号第56条第2項</p> <p>2</p>	<p>1 都に対し、報告対象事故等を報告していない。</p> <p>1 対応方法を定めていない。</p> <p>1 原因を解明し、再発防止策を講じていない。</p> <p>1 事故記録を整備していない。</p> <p>1 損害賠償を速やかに行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
15 利用者負担額 (1) 自立支援給付費・支給対象サービスの利用者負担額	<p>1 事業者及び施設等は、利用者に福祉サービス及び施設障害福祉サービスを提供した場合は、障害者総合支援法第29条に規定する基準により算定した額を利用者から受け取るものとする。</p> <p>2 利用者の入院、外泊に係る報酬基準は、1月に8日を限度とする。</p>	<p>1 契約書に基づき適正に受領しているか。</p> <p>1 利用者の入院・外泊等の状況を把握し、適切な金額を請求しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第59条、第83条、93条の5、第144条、第147条の4、第155条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第144条）</p> <p>2 都条例第136号第26条</p>	<p>1 契約書に明記された受領額・受領方法により適正に受領していない。</p> <p>1 利用者の入退院の状況を把握せず、入院期間中の不要額を受領している。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>3 利用者負担額について、利用者の負担軽減を図る観点から支給決定障害者等の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとしている。</p> <p>4 利用者負担軽減措置は、利用者本人の申請に基づいて行われる。そのため、利用者への制度の周知、申請を促す等の支援を行う必要がある。</p> <p>5 事業者及び施設等は、利用者負担として金銭の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 事業者及び施設等は、区市町村から介護給付費・訓練等給付費・補足給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知しなければならない。</p> <p>7 法定代理受領を行わない事業者及び施設等は、障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>1 全利用者について、所得区分、月額上限負担額を把握しているか。</p> <p>1 個別減免、補足給付、社会福祉法人減免（実施する場合）の申請支援は行われているか。</p> <p>1 利用者負担額を受領した際は、領収書を交付しているか。</p> <p>1 代理受領方式により、区市町村から介護給付費・訓練等給付費・補足給付費等の支給を受けた場合、利用者にもその額を通知しているか。</p> <p>1 償還払い方式の場合、サービス提供証明書を交付しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第59条第4項、第83条第4項、第93条の5、第144条第4項、第147条の4、第155条第5項、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第144条第4項）</p> <p>2 都条例第136号第26条第4項</p> <p>1 都条例第155号第61条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第27条）</p> <p>都条例第136号第28条</p> <p>2</p>	<p>1 全利用者について、所得区分、月額上限負担額を把握していない。</p> <p>1 負担軽減措置の申請支援がなされていない。</p> <p>1 利用者へ、領収書を交付していない。</p> <p>1 代理受領方式の場合、当該利用者に係る介護給付費・訓練等給付費・補足給付費等の額を通知していない。</p> <p>1 償還払い方式の場合、必要事項を記載したサービス提供証明書を交付していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(2)その他のサービスに関わる利用者負担額	<p>1 事業者及び施設等により行われる便宜であっても、障害福祉サービス及び施設支援とは関係のないもの（利用者の事情により必要となる嗜好品、贅沢品の購入等）及び、当該金銭の用途が直接利用者の便宜を向上させるものは、利用者負担としてかまわない。</p> <p>2 利用者に求める金銭の支払いの範囲については、一定のルールを定め、契約書に記載するなどして利用者の同意を得ておく必要がある。</p>	<p>1 利用者に求めることのできる金銭の範囲を一定のルールのもと、適正に定めているか。</p> <p>1 利用者に金銭の支払いを求める場合、用途・金額・理由・支払方法等を書面で明らかにし、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>1 都条例第155号第76条、第93条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12 準用（第24条）</p> <p>都条例第136号第25条 <small>附 則 第 1 号 第 1 項 第 3 号 の 2 (1)</small></p>	<p>1 事業者施設等で負担すべき費用を利用者に負担させている。</p> <p>2 利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲を、一定のルールのもと適正に定めていない。</p> <p>1 利用者負担となるサービス内容・費用等について、書面により明らかにし、同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
16 利用者預り金等の管理状況	<p>利用者が所有する金銭を自己で管理することは当然のことである。</p> <p>しかし、心身の状況により自ら管理することが困難な者もあり、その場合利用者からの依頼に基づき施設が管理を代行することができる。この場合事業者及び施設等は、利用者から信頼される方法で、契約に基づき、適切な管理及び出納事務を責任を持つ</p>	<p>1 管理規程を定めているか。</p>		<p>1 管理規程を作成して定めていない。</p> <p>2 管理規程の内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(1)管理規程の作成	<p>1 預り金を指定施設及び施設等で管理する場合には、「預り金等管理規程」を作成し、それに沿った方法により管理すること。</p>				
(2)規程の内容と管理体制	<p>預り金等管理規程には以下の点を盛り込み、実務において遵守されなければならない。</p>				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	1 利用者及びその保護者は、事業者及び施設等において金銭等の管理を希望するときは、当該施設長に対して「管理依頼書」により依頼する必要がある。	1 預り金等管理依頼書を徴しているか。	1 平成18年12月6日付障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」	1 預かり金等管理依頼書を徴収していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3)現金	2 ただし、保管を依頼できる年金等は利用者本人が受給者になっているものに限る。	1 保管している金銭は、利用者本人が受給者になっているか。		1 預り金等は、利用者本人が受給者になっていない。	B
	3 保管を承諾した場合、預金口座、名義人、印鑑、預金額等を確認し、預り金等保管台帳を作成すること。	1 保管に必要な事項を確認し、保管台帳を作成しているか。		1 預り金台帳（総括表・個別表）を作成していない。	C
	4 現金持参による保管依頼は、事故等の危険性を考慮し、原則として受け付けない。やむを得ない場合は、複数の者の立会いを得、預り証を交付すること。	1 預り証を交付しているか。		1 預り証を交付していない。	B
	5 通帳及び印鑑は、管理責任者がそれぞれ保管責任者を指定し、別々に鍵のかかる場所に保管させるものとする。	1 通帳と印鑑の管理は、それぞれ別の責任者が行っているか。また、別々に鍵のかかる場所に保管しているか。		1 通帳管理者と印鑑管理者が同一である。 2 通帳と印鑑を同一場所に保管している。 3 通帳と印鑑を保管する金庫等の鍵を別々に管理していない。	C B B
	6 預り金等の収支を定期的に利用者、保護者に報告しなければならない。	1 預り金等の収支報告を定期的に行っているか。		1 預り金の収支状況を定期的に利用者又は保護者に報告していない 2 預り金の収支状況を施設長が定期的に確認していない。	B B
	7 通帳及び現金は、利用者ごとに管理しなければならない。	1 通帳及び現金は個人別に管理されているか。		1 預金通帳及び現金を個人別に管理していない。	C
	8 支出は、出金依頼書に基づいて行う。	1 出金依頼書は作成されているか。		1 出金依頼書に基づき処理していない。	B
	9 受払状況は、証憑書類（依頼書、通帳、受領書、領収書等）により明確にする必要がある。	1 受払状況が証憑書類により明確になっているか。		1 証憑書類を整備していない。 2 預り金の返還時に受領書を徴していない。	B B
	10 台帳等を責任者が定期的に確認しなくてはならない。	1 預かり金台帳（総括表・個別表）及び現金出納簿を責任者が定期的に確認しているか。		1 預かり金台帳（総括表・個別表）を責任者が定期的に確認していない。	B
	(4)本人支給金	1 現金を預かる場合も、管理規程において定める必要がある。留意すべき事項は、(2)とほぼ相違ない。	1 現金出納簿を適正に作成しているか。	1 現金出納簿を作成していない。 2 現金出納簿の整備が不十分である。	C B
(5)自己管理	2 事故の危険性を考慮し、限度額を定める必要がある。	1 現金は多額になっていないか。 収支状況を定期的に利用者又は家族に報告しているか。	1 現金が多額になっている。 1 収支状況を定期的に利用者又は家族に報告していない。	B B	
17 遺留金品等	1 本人支給金については、帳簿の記入等により、支給状況を明らかにする必要がある。	1 現金出納簿を適正に作成しているか。	1 現金出納簿を作成していない。	B	
(1)遺留金品の把握	1 利用者本人の自主性の尊重及び、自立支援の観点から、利用者本人による管理を原則とする。	1 自己管理、家族管理が可能な者についてまで一律に施設が管理していないか。	1 自己管理、家族管理が可能な者についてまで一律に施設が管理している。	B	
(2)援護の実施者への報告・処理	2 金銭の自己管理について支援を行う場合等には、保管場所が確保される必要がある。	1 自己管理のために必要となる保管場所の確保等の配慮があるか。	1 自己管理のために必要となる保管場所を確保していない。	B	
	1 遺留金品の所有権は民法上利用者本人（本人死亡の場合はその相続人）にあり、施設が勝手に処分することは許されない。	1 遺留金品の把握をもれなく行っているか。	1 遺留金品の把握が不十分である。	B	
	1 遺留金品については、援護の実施者に報告し、その指示に従う。	1 遺留金品の状況を援護の実施者に報告し、その指示に従って処理しているか。	1 速やかに援護の実施者に報告していない。 2 援護の実施者の指示に基づく処理を行っていない。	B B	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3)処理状況の記録	1 遺留金品の処理経過については、退所の経過とあいまって、記録に残す等により、明確にしておくことが望ましい。	2 遺留金品の処理に遅滞はないか。 1 処理状況について、ケース記録に記入するなど明確になっているか。		1 処理に著しい遅滞がある。 1 速やかに援護の実施者に報告していない。 2 援護の実施者の指示に基づく処理を行っていない。	B B B
(4)退所者金品	1 退所者金品とは、利用者が所持又は指定施設及び施設等に預けていた金品で、退所の際、利用者又は家族等に、適切に引き渡さなければならない。	1 退所者の金品の把握をもれなく行っているか。		1 退所者金品の把握が不十分である。	B
(5)残留金品	2 処理状況は、退所の経過とあいまって、記録に残す等により、明確にしておくことが望ましい。 1 残留金品とは、利用者が所持又は指定施設及び施設等に預けていた金品で、利用者が行方不明のため、施設に残留しているものをいう。 2 保管状況は、記録に残す等により、明確にしておくことが望ましい。	1 預かり金の返還等の処理状況について、ケース記録に記入するなど明確になっているか。 1 残留金品の把握をもれなく行っているか。 1 残留金品の保管状況はケース記録に記入するなど明確になっているか。		1 処理状況を明確に記録していない。 1 残留金品の把握をしていない。 1 処理状況を明確に記録していない。	B B B
18 食事					
(1)食事の提供	1 指定障害福祉サービス事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。	1 指定障害福祉サービス事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明しているか。 2 指定障害福祉サービス事業者が食事の提供を行っている場合、その内容及び費用に関して、文書により事前に説明を行い、当該利用者から文書により同意を得ているか。	1 都条例第155号第87条第1項、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用(第87条第1項) 2 都条例第136号第40条第2項	1 重要事項説明等において、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明していない。	C
	2 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。	1 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく食事の提供を拒んでいないか。	1 都条例第155号第87条第1項、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用(第87条第1項) 2 平成18年9月29日厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及 1 都条例第136号第40条第1項	1 利用者に対し食事の提供を行っているが、あらかじめ、その内容及び費用に関して、事前に文書により説明を行っていない。 2 利用者に対し食事の提供を行っているが、食事の提供について、当該利用者から文書で同意を得ていない。 1 指定障害者支援施設が、正当な理由（①明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合②利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合等）がなく食事の提供を拒んでいる。	C C C
	3 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。	1 指定障害者支援施設が食事の提供を行っている場合、その内容及び費用に関して、文書により事前に説明を行い、当該利用者から文書により同意を得ているか。	1 都条例第136号第40条第2項	1 利用者に対し食事の提供を行っているが、あらかじめ、その内容及び費用に関して、事前に文書により説明を行っていない。 2 利用者に対し食事の提供を行っているが、食事の提供について、当該利用者から文書で同意を得ていない。	C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)調理	1 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 2 献立の内容は、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとしなければならない。	1 予定献立表を作成しているか。 1 実施献立表を作成しているか。 1 献立の内容は季節感があり、変化に富んでいるか。 2 献立の内容は、利用者の年齢や利用者の障害特性に配慮したものとなっているか。	1 都条例第155号第87条第3項、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用 2 (第87条第3項) 都条例第136号第40条第4項 1 障発第1206001号通知第五の3(5)①ア 2 障発第0126001号通知第三の3(28)③	1 予定献立表を作成していない。 1 実施献立表を作成していない。 1 献立の内容が変化に富んでいない。 1 献立の内容に、利用者の年齢や利用者の傷害特性への配慮がない。	C C B B
(3)検食	1 衛生管理及び栄養管理の観点から、適切に検食を実施しなければならない。 検食は、毎食食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じなければならない。	1 検食を食事提供前に行っているか。 2 検食について記録しているか。 検食者は複数の従業者が交替で3行なっているか。	1 令和2年3月31日健健発第0331第2号「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」 2 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 3 平成20年7月7日社援基発第0707001号「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 4 平成20年3月7日社援基発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	1 検食を食事提供前に行っていない。 1 記録していない。検食簿等を作成し、検食について記録していない。 2 検食簿等に、具体的内容(検食時刻、検食者、検食結果(味、固さなどの気づいた点)等)が記録されていない。 1 検食が、複数の職員により交替で行われていない。	C B A A
(4)調理及び配膳に伴う衛生管理	1 指定障害福祉サービス事業所が食事の提供を行う場合は、適切に衛生管理を行わなければならない。 また、指定障害者支援施設等は、調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めなければならない。 2 社会福祉施設における衛生管理については、大量調理施設(1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設)を有する場合に「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理を行わなければならない。 また、大量調理施設以外の調理施設を有する場合においても、可能な限り「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めなければならない。	1 大量調理施設に該当する調理施設において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従い衛生管理が図られているか。 大量調理施設に該当しない中小規模調理施設等においても、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めているか。	1 障発第1206001号通知第五の3(5)①ウ 2 障発第0126001号通知第三の3(28)④ 3 平成9年3月31日付社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 平成20年7月7日付発障基発第0707001号等「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 平成9年3月24日付衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」 5	1 大量調理施設に該当する調理施設において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従い衛生管理が図られていない。 2 大量調理施設に該当しない中小規模調理施設等において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めているか。	C A B
ア 検食の保存	1 検食(検査用食品、検査用保存食)は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存しなければならない。(大量調理施設衛生管理マニュアル)	1 検食を適切に保存しているか。	1 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 2 平成20年7月7日発障基発第0707001号等「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 3 平成9年3月24日衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」	1 検食を保存していない。 2 検食の保存方法、保存期間等が適切でない。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
イ 調理従事者等の衛生管理	<p>1 調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けなければならない。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めなければならない（必要に応じ10月から3月にはノロウイルスの検査を含めること）。</p> <p>2 調理従事者等は、衛生的な生活環境を確保し、また、ノロウイルスの流行期には十分に加熱された食品を摂取する等により感染防止に努め、徹底した手洗いの励行を行うなど自らが施設や食品の汚染の原因とならないように措置するとともに、体調に留意し、健康な状態を保つように努めなければならない。</p>	<p>1 調理従事者等は、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けているか。</p> <p>1 検便検査の検査項目は適正か。</p> <p>1 調理従事者等の健康チェック等衛生管理点検を日々行い記録し、点検結果を、調理施設の経営者又は施設等の運営管理責任者（以下「責任者」という。）が確認しているか。</p>	<p>1 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」</p> <p>2 平成20年7月7日発障基発第0707001号等「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」</p> <p>3 平成9年3月24日衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」</p>	<p>1 調理従事者等が、定期的な健康診断を受けていない。</p> <p>2 調理従事者等が、月に1回以上の検便検査を受けていない。</p> <p>1 腸管出血性大腸菌の検査を検便検査の項目に含めていない。</p> <p>2 10月から3月の期間において、ノロウイルスの検査を検便検査の項目に含めていない</p> <p>1 調理従事者等の健康チェック等の日々の衛生管理点検を行っていない、または記録していない。</p> <p>2 調理従事者等の健康チェック等の日々の衛生管理点検結果を責任者が確認していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
ウ 衛生管理体制の確立	<p>1 責任者は、施設の衛生管理に関する責任者（以下「衛生管理者」という。）を指名し、衛生管理者に点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認する、という衛生管理体制を確立し、衛生管理に取り組みなければならない。</p>	<p>1 衛生管理体制を確立し、次の点検作業を定期的に行い記録し、点検結果を責任者が確認しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理施設の点検 ・ 原材料の取扱い等 ・ 検収の記録 ・ 調理器具等及び飲料水 ・ 調理等過程の記録 ・ 食品保管時の記録 ・ 食品の加熱加工の記録 	<p>1 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」</p> <p>平成20年7月7日発障基発第0707001号等「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」</p> <p>平成9年3月24日衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」</p>	<p>1 調理に関する衛生管理について、点検作業を行っていない。</p> <p>2 調理に関する衛生管理について、点検項目が不十分である。</p> <p>3 調理に関する衛生管理について、点検結果を責任者が確認していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>※上記(4)ア、イ、ウについては、大量調理施設の場合は「C」</p>
(5) 集団給食施設	<p>1 1回の提供食数が20食以上の施設の場合、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 集団給食施設は、食品衛生法等に定める衛生基準に従い衛生管理に取り組みなければならない。</p> <p>3 なお、食品衛生法等に抵触する疑いのある事実が見られた場合は、所管の保健所に確認、相談し、その指導、助言を受けるよう指導する。</p>	<p>1 集団給食施設の届出をしているか。</p> <p>1 集団給食施設の衛生管理運営基準を遵守しているか。</p>	<p>1 昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」第68条第3項 準用（第57条）</p> <p>1 昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」第68条第3項 準用（第51条）</p> <p>2 昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」第66条の2（別表第17、第18）</p>	<p>1 集団給食施設の届出をしていない。</p> <p>1 食品衛生責任者を設置していない。</p> <p>2 検食を保存していない。 ※ 社会福祉施設においては「大量調理施設衛生管理マニュアル」による保存期間、保存方法を求める。 その他、食品衛生法等に定める衛生基準を遵守して3いない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6)調理業務委託	<p>1 調理業務は指定障害者支援施設等（以下「施設等」という。）が自らが行うことが望ましいが、調理業務を委託する場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができる。</p>	<p>1 施設等の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により給食の質が確保されているか。</p>	<p>1 昭和62年3月9日社施第38号「保護施設等における調理業務の委託について」</p>	<p>1 利用者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示していない。 2 献立表が栄養基準、献立の作成基準どおり作成されているか事前に確認していない。 3 施設等が検食を行っていない。 4 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していない。 5 嗜好調査の実施及び喫食状況の把握に努めていない。</p>	<p>B B B B B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>2 調理業務を委託する場合、施設等が自ら実施すべき栄養管理、衛生管理等の業務を担当させるために、栄養士を配置しなければならない。</p> <p>3 施設等が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、事業所及び施設等と受託業者との業務分担を明確にした契約書を取り交わすこと。</p>	<p>1 施設等に栄養士が配置されているか。</p> <p>1 契約内容、受託業者との業務分担を明確にした契約書を取り交わしているか。</p>	<p>1 昭和62年3月9日社施第38号「保護施設等における調理業務の委託について」3</p> <p>1 昭和62年3月9日社施第38号「保護施設等における調理業務の委託について」5</p>	<p>1 施設等に栄養士の配置がされていない。</p> <p>1 契約書上、契約内容、受託業者との業務分担が不明確である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>19 健康管理</p>					
<p>(1) 日々の健康管理</p>	<p>1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年、定期的に2回以上健康診断を行い、利用者の健康状態を適切に把握しなければならない。</p>	<p>1 常に利用者の健康状況に注意し、応じて健康保持のための適切な措置を講じているか。</p> <p>1 毎年、定期的に2回以上健康診断を行っているか。</p> <p>2 利用者の健康診断の実施結果を記録又は保管しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第88条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第88条）</p> <p>2 都条例第136号第42条第1項</p> <p>1 都条例第136号第42条第2項</p>	<p>1 健康状態に応じた指導訓練等を行っていない医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者としていない。</p> <p>2 利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じていない。</p> <p>1 毎年、定期的に2回以上健康診断を実施していない。</p> <p>利用者の健康診断の実施結果を記録又は保管していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
<p>(2) 褥瘡予防対策</p>	<p>1 褥瘡のハイリスク者に対しては、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p>	<p>1 褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い利用者）に対し、計画的に褥瘡予防に取り組んでいるか。</p> <p>2 褥瘡を有する利用者に対し、治療の支援及び日常的な介護を適切に行っているか。</p>		<p>1 個別支援計画等で褥瘡予防のための計画を作成していない。</p> <p>2 褥瘡予防のための寝具の使用、適切な体位交換、スキンケア、栄養ケアの実施等褥瘡予防に取り組んでいない。</p> <p>1 褥瘡を有する利用者に対し、治療の支援及び日常的な介護を適切に行っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>(3) 協力医療機関</p>	<p>1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>3 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、施設等から近距離にあることが望ましい。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</p>	<p>1 協力医療機関を定めているか。</p> <p>1 協力歯科医療機関を定めているか。</p> <p>1 協力医療機関、協力歯科医療機関は施設等から近距離にあるか。</p> <p>1 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めているか。</p>	<p>1 都条例第155号第91条、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第91条）</p> <p>2 都条例第136号第48条第1項</p> <p>1 都条例第136号第48条第2項</p> <p>1 障発第1206001号通知第五の3（10）</p> <p>2 障発第0126001号通知第三の3（41）</p> <p>1 都条例第136号第48条第3項</p>	<p>1 事故や利用者の疾病に対応するために、必要な診療科目を備えた協力医療機関を確保していない。</p> <p>1 協力歯科医療機関を定めていない。</p> <p>1 協力医療機関、協力歯科医療機関が、施設等から近距離にない。</p> <p>1 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を取り決めているか。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4)生活支援員等によるたんの吸引等の行為の実施	<p>5 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>1 たんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）は医行為に該当するため、医師法等により医師または看護職員のみが実施可能な行為であるが、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正（改正法施行日平成24年4月1日）により、介護福祉士（平成28年1月の国家試験合格者以降が対象）及び一定の研修を受けた介護職員等も、一定の条件のもと、たんの吸引等の行為を実施できるようになった。 この場合、社会福祉士及び介護福祉士法等関係法令に従い実施しなければならない。</p>	<p>1 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p> <p>1 生活支援員等がたんの吸引等を実施している場合、「認定特定行為業務従事者」として認定を受けた者が従事しているか。</p> <p>2 施設は「登録特定行為事業者」として登録しているか。</p> <p>3 たんの吸引等の業務の実施体制（業務方法書の作成、医師の文書による指示、実施状況報告書の作成・医師への提出、医師の指示を踏まえた実施計画書の作成、緊急時対応体制の確保等）を整備しているか。</p>	<p>1 都条例第136号第48条第4項</p> <p>1 昭和62年5月26日法律第30号「社会福祉士及び介護福祉士法」第48条の2及び附則第3条第1項</p> <p>1 昭和62年5月26日法律第30号「社会福祉士及び介護福祉士法」第48条の3</p> <p>昭和62年12月15日厚生省令第49号</p> <p>1 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」第26条の3</p>	<p>1 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていない。</p> <p>1 「認定特定行為業務従事者」として認定を受けた生活支援員等が実施していない。</p> <p>1 施設が「登録特定行為事業者」としての登録をしていない。</p> <p>1 たんの吸引等の業務の実施体制を整備していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>20 衛生管理等</p> <p>(1)衛生管理</p>	<p>1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>1 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>1 医薬品及び医療機器の管理が適正に行われているか。</p> <p>1 健康管理等に必要となる機械器具等の管理が適正に行われているか。</p>	<p>1 都条例第155号第70条第1項、第90条第1項、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第90条第1項） 都条例第136号第47条第1項</p> <p>1 都条例第155号第70条第1項</p> <p>1 都条例第155号第70条第1項、第90条第1項、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第90条第1項） 都条例第136号第47条第1項</p> <p>2</p>	<p>1 利用者の使用する設備及び引用に供する水について衛生上必要な措置を講じていない。</p> <p>1 医薬品及び医療機器の管理が適正に行われていない。</p> <p>1 健康管理等に必要となる機械器具等の管理が適正に行われていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止	1 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）は、事業所（施設）における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。	1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。 2 会議の開催結果について、従業者に十分に周知しているか。 3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 4 従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。	1 都条例第155号第70条第2項、第90条第2項、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第159条の9、第170条、第183条、第188条 準用（第90条第2項） 2 都条例第136号第47条第2項 障発第1206001号通知第四の3（230） 障発第0126001号通知第三の3（440） 規則第175号第8条の2、第11条の2 5 規則第173号第8条 6	1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催していない。 1 会議の開催結果について、従業者に十分に周知していない。 1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。 2 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止について、その方法をあらかじめマニュアル等により定めているが、内容が不十分である（平時の衛生管理、感染症等発生時の対応、行政等への報告手順を内容に含んでいるか）。 1 従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施していない。	C C C B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>2 社会福祉施設等の施設長は、次の①、②又は③の場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じなければならない。</p> <p>① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれら</p>	<p>5 従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えているか。</p> <p>6 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p> <p>7 職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図っているか。</p> <p>8 インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染対策、レジオネラ症対策等については、国、都等から発出した通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</p> <p>1 報告義務を要する規模の感染症又は食中毒が発生した場合、区市町村の社会福祉施設等主管部局と保健所に、迅速に報告しているか。</p>	<p>1 障発第1206001号通知第四の3(20)①、第五の3(9)</p> <p>2 障発第0126001号通知第三の3(40)</p> <p>1 障発第1206001号通知第四の3(20)①、第五の3(9)</p> <p>1 平成17年2月22日社援発第0222002号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」8</p> <p>1 令和5年10月13日感感発1013第2号「今シーズンのインフルエンザ総合対策について」</p> <p>2 平成19年8月8日健感発第0808001号・食安監発第0808004号「腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について」平成21年8月4日厚生労働省社会・援護3局障害保健福祉部企画課等事務連絡「腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について」平成15年7月25日社援基発第0725001号「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」平成19年12月26日障企発第1226001号等「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」</p> <p>1 平成17年2月22日社援発第0222002号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」4</p>	<p>1 手指を洗浄するための設備や衛生用品の整備が不十分である。</p> <p>2 衛生用品の用意を従業者に負担させている。</p> <p>1 施設内の適温の確保に努めていない。</p> <p>1 職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育を行っていない。</p> <p>2 職員を対象とした衛生管理に関する研修を、年1回以上行っていない。</p> <p>1 国、都等から発出された通知内容に基づいたインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染対策、レジオネラ症対策、ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策を講じていない。</p> <p>1 報告義務を要する規模の感染症又は食中毒が発生したにもかかわらず、区市町村の社会福祉施設等主管部局に報告していない。</p> <p>2 報告義務を要する規模の感染症又は食中毒が発生したにもかかわらず、保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>21 利用者の生活環境</p>	<p>指定基準を確保するのみならず、利用者にとって安全・快適で、できるだけ居宅に近い生活環境を整える必要がある。</p> <p>面積、数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮する。</p>	<p>1 できる限り居宅に近い生活環境の整備に努めているか。</p> <p>2 車椅子・歩行器等福祉器具の確保など利用者の特性に応じた配慮があるか。</p> <p>3 利用者が、安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</p> <p>4 施設内の清掃、衛生管理、保温、換気採光及び照明は適切か。</p> <p>5 居室、静養室、便所等必要な場所にブザー又はこれに代わる設備を設置しているか。 (指定障害者支援施設等)</p> <p>6 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。 (指定障害者支援施設等)</p> <p>7 誤飲事故を防止するために、消毒液や洗剤等の保管は適切か。</p> <p>8 居室、便所等必要な場所へのカーテンや相談室の間仕切り等、プライバシーに配慮しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第3条、第49条、第77条、第93条の5 準用(第77条)、第140条、第147条の4 準用(第140条)、第150条、第157条の4 準用(第150条)、第160条、第171条、第184条</p> <p>2 都条例第136号第3条、第8条、第47条</p> <p>3 都条例第135号第3条、第6条、第34条、第54条、第59条、第68条、第82条、第85条 準用(第34条)第88条 都条例第137号第3条、第6条、第9条</p> <p>4</p> <p>1 都条例第155号第3条第2項</p> <p>2 都条例第136号第3条第2項</p>	<p>1 できる限り居宅に近い生活環境の整備に努めていない。</p> <p>1 利用者の特性に応じた配慮がない。</p> <p>1 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっていない。</p> <p>1 施設・設備管理が不適切である。</p> <p>1 ブザー又はこれに代わる設備を必要な場所に設置していない。又はこれらが作動しない。</p> <p>1 常夜灯を設置していない。 2 常夜灯が点灯しない。</p> <p>1 消毒液や洗剤等の保管が適切でない。</p> <p>1 利用者のプライバシーに配慮していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>22 就労・生産活動</p> <p>(1) 就労の機会の提供 (就労継続支援A型(雇用有))</p>					

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
ア 雇用契約の締結等	<p>1 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。（就労継続支援A型雇用有） ただし、利用者のうち就労継続支援B型の支援を提供する者に対しては、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。（就労継続支援A型雇用無）</p> <p>2 同一作業所に、雇用契約を締結して指定就労継続支援A型の提供を受ける利用者（以下「A型利用者（雇用有）」という。）と雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型の提供を受ける利用者（以下「A型利用者（雇用無）」という。）、指定就労継続支援B型利用者（以下「B型利用者」という。）がいる場合、それぞれの作業内容及び作業場所を区分するなどして、利用者が提供する役務と工賃との関係が明確になるよう配慮しなければならない。</p>	<p>1 指定就労継続支援A型の利用者と雇用契約を締結しているか。（就労継続支援A型（雇用有））</p> <p>1 同一事業所内に、A型利用者（雇用有）、A型利用者（雇用無）及びB型利用者がある場合、それぞれの作業内容、作業場所を明確に区分しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第176条第1項、第2項 2 都条例第136号附則第3項、第4項 3 障発第1206001号通知第十一の3（2）</p> <p>1 障発第1206001号通知第十一の3（2）</p>	<p>1 指定就労継続支援A型の利用者と雇用契約を締結していない。（就労継続支援A型（雇用有））</p> <p>1 同一作業所に、A型利用者（雇用有）、A型利用者（雇用無）及びB型利用者がある場合、それぞれの作業内容、作業場所を区分していない（混在して作業が行われている）。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
イ 労働基準関係法令の遵守	<p>1 A型利用者（雇用有）は、労働基準法上の労働者であることから、雇用するに当たっては、労働基準関係法令を遵守すること。</p>	<p>1 労働条件や服務規律を就業規則に定めているか。</p> <p>2 労働条件を明示しているか。</p> <p>3 労働条件通知書等労働条件を示した書面を交付しているか。</p> <p>4 法定帳簿を整備しているか。</p> <p>5 その他、労働基準関係法令を遵守しているか。</p>	<p>1 平成18年10月2日付障発第1002003号「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」</p>	<p>1 A型利用者（雇用有）に適用する労働条件や服務規律が就業規則に定められていない。</p> <p>2 雇用契約を締結する際に、労働条件を明示していない。</p> <p>3 労働条件通知書等の書面交付により明示すべき労働条件について、書面を交付し明示していない。</p> <p>4 A型利用者（雇用有）に関する法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を整備していない。</p> <p>5 その他、労働基準関係法令を遵守していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
ウ 就労の機会の提供	<p>1 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p>3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の希望を踏まえたものとしなければならない。</p>	<p>1 就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しているか。</p> <p>1 利用者の障害の特性等を踏まえた工夫をしているか。</p> <p>1 利用者の希望を踏まえ、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めているか。</p>	<p>1 都条例第155号第177条第1項 2 都条例第136号附則第5項</p> <p>1 都条例第155号第177条第2項 2 都条例第136号附則第5項</p> <p>1 都条例第155号第177条第3項</p>	<p>1 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮していない。</p> <p>1 利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っていない。</p> <p>1 利用者の希望を踏まえ、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
エ 賃金の支払	<p>1 指定就労継続支援A型事業者は、A型利用者（雇用有）が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p>	<p>1 A型利用者（雇用有）については、契約上の賃金を支払っているか。</p> <p>1 生産活動に係る事業の収入から経費を控除した額に相当する金額が、A型利用者（雇用有）に支払う賃金の総額以上となっているか。</p>	<p>1 都条例第155号第176条第1項、第178条第1項 2 都条例第136号附則第3項、第6項</p> <p>1 都条例第155号第178条第2項</p>	<p>1 A型利用者（雇用有）に対し、雇用契約上の賃金を支払っていない。</p> <p>1 生産活動に係る事業の収入から経費を控除した額に相当する金額が、A型利用者（雇用有）に支払う賃金の総額以上となっていない</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)生産活動支援	<p>3 A型利用者（雇用有）に対しては、最低賃金法に基づき国が定める最低限度以上の賃金を支払わなければならない。 なお、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められている。</p> <p>4 指定就労継続支援A型事業所は、賃金の支払に要する額を、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>1 利用者の意向、能力に応じて種目選択できるよう、できるだけ多数の種目を実施すること。</p> <p>2 活動種目について、その内容及び特質並びに必要な身体的要件等を正確に把握し、これにより残能力の活用を容易にするとともに、設備、工具の改善に努めること。</p> <p>3 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が、その者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。</p>	<p>1 A型利用者（雇用有）に対し、最低賃金法に基づき国が定める最低限度以上の賃金を支払っているか。</p> <p>2 最低賃金未滿の賃金を支払っている場合、最低賃金の減額の特例許可手続を行っているか。</p> <p>1 自立支援給付費を賃金の支払に充てていないか。</p> <p>1 利用者の意向、能力に応じて作業種目の選択の幅を広げているか。</p> <p>2 必要に応じて作業種目の見直しを行っているか。</p> <p>1 利用者の能力を容易に活用できるような作業設備、作業工具の改善に努めているか。</p> <p>1 作業量、作業時間への配慮はあるか。</p> <p>2 生産活動の安全管理を適切に行っているか。</p>	<p>1 昭和34年4月15日法律第137号「最低賃金法」第4条</p> <p>1 昭和34年4月15日法律第137号「最低賃金法」第7条</p> <p>1 都条例第155号第178条第6項</p> <p>1 都条例第155号第85条、第93条の5、第170条、第188条 準用（第85条）</p> <p>2 都条例第136号第34条</p>	<p>1 A型利用者（雇用有）に対し、最低賃金法に基づき国が定める最低限度以上の賃金を支払っていない。</p> <p>1 最低賃金の減額の特例許可を受けていない。</p> <p>1 自立支援給付費を賃金の支払に充てている。 ※なお、文書指摘の内容は、経営改善計画書を作成するよう指導。また、障障発0330第4号通知を必ず参照すること。</p> <p>1 利用者に応じた作業種目を適正に設定していない。</p> <p>2 作業科目の見直しを行っていない。</p> <p>1 利用者に応じた作業設備、作業工具の改善に努めていない。</p> <p>1 作業量、作業時間が過重な負担である。</p> <p>1 作業環境の整備、安全管理が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(3)職場への定着のための支援等の実施	<p>1 指定障害者支援施設が就労移行支援の提供を行う場合及び、指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設が就労移行支援の提供を行う場合及び、指定就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以降速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</p>	<p>1 関係機関と連携して、利用者が就職してから6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。</p> <p>1 利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。</p>	<p>1 都条例第155号第168条第1項</p> <p>2 都条例第136号第38条1項</p> <p>1 都条例第155号第168条第2項</p> <p>2 都条例第136号第38条第3項</p>	<p>1 相談等の支援を継続していない。</p> <p>1 利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) 就労支援	<p>3 指定障害者支援施設が就労継続支援B型の提供を行う場合及び、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>	<p>1 関係機関と連携して、利用者が就職してから6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。</p>	<p>1 都条例第155号第86条の2第1項、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4 準用（第86条の2）、第181条第1項、第188条 準用（第181条） 2 都条例第136号第38条第2項</p>	<p>1 相談等の支援の継続に努めていない。</p>	B
	<p>4 指定障害者支援施設が就労継続支援B型の提供を行う場合及び、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以降速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p>	<p>1 利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合に、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。</p>	<p>1 都条例第155号第86条の2第2項、第93条の5、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4 準用（第86条の2）、第181条第2項、第188条 準用（第181条） 2 都条例第136号第38条第4項</p>	<p>1 利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合に、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めていない。</p>	B
	<p>5 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した事業主等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談等の必要な支援を提供しなければならない。</p>	<p>1 職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行っているか。 2 利用者やその家族等に対して、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活上の問題に関し、必要な支援を行っているか。</p>	<p>1 都条例第155号第192条の8第1項 令和3年3月30日障障発0330第1号 2 「就労定着支援の実施について」</p>	<p>1 新たに障害者を雇用した事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行っていない。 1 利用者やその家族等に対して、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活上の問題に関し、必要な支援を行っていない。</p>	C C
	<p>6 指定就労定着支援事業者は、相談等の支援の提供に当たっては、1月に1回以上、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した事業主を訪問し、当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</p>	<p>1 1月に1回以上、利用者とは対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により相談、指導及び助言その他の必要な支援を行い、利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。 2 1月に1回以上、利用者を雇用した事業主を訪問し、利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。</p>	<p>1 都条例第155号第192条の8第2項 令和3年3月30日障障発0330第1号 2 「就労定着支援の実施について」</p>	<p>1 1月に1回以上、利用者とは対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により相談、指導及び助言その他の必要な支援を行い、利用者の職場での状況を把握するよう努めていない。 1 1月に1回以上、利用者を雇用した事業主を訪問し、利用者の職場での状況を把握するよう努めていない。</p>	B B
	<p>1 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。 2 雇用されることが困難なものに必要な訓練を行い、かつ、職業を提供し、地域で自立して社会生活を行うことができるよう、利用者の特性に応じて適切な指導を行わなければならない。</p>	<p>1 通勤のための訓練を実施しているか。 1 職場実習等（施設外就労等）の支援を適切に行っているか。</p>	<p>1 都条例第155号第165条の2 1 都条例第155号第166条、第179条、第188条 準用（第179条） 2 都条例第136号第36条</p>	<p>1 通勤のための訓練を実施していない。 1 職場実習等（施設外就労等）に対する配慮がない。</p>	C B
	<p>3 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し利用者が行う求職活動を支援しなければならない。また、利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努めなければならない。（就労移行支援）</p>	<p>1 他機関と連携をとりながら、利用者の求職活動支援にあたっているか。</p>	<p>1 都条例第155号第167条、第180条、第188条 準用（第180条） 2 都条例第136号第37条</p>	<p>1 他機関と連携をとりながら、利用者の求職活動支援にあたっていない。</p>	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
		2 利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努めているか。		1 利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努めていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 離職者への支援	1 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された事業所を離職し、離職後も他の事業所への就職等を希望する利用者に対し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他必要な便宜の提供を行わなければならない。	1 指定就労定着支援の提供期間中の離職者に対して、相談支援事業者等と連携し、必要な支援を行っているか。	1 都条例第155号第192条の9	1 指定就労定着支援の提供期間中の離職者に対して、相談支援事業者等と連携し、必要な支援を行っていない。	C
(6) 収益還元・工賃支払	1 生産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。 2 毎年度の工賃支払いの目標水準を自ら設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。 3 指定就労継続支援A事業者は、工賃の支払に要する額を、原則として、自立支援給付費をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	1 収益は適切に利用者に工賃として支払っているか。 2 工賃の配分基準(規程)を定めているか。 3 工賃の支給台帳を整備しているか。 4 作業能力評価を適切に行っているか。 5 評価会議録を作成しているか。 1 工賃の目標水準を設定しているか。また、利用者に通知し、都に報告するとともに、毎年度の平均額を利用者へ通知し、都に報告しているか。 2 事業所の平均工賃は、月額3000円を上回っているか。 1 自立支援給付費を工賃の支払に充てていないか。	1 都条例第155号第86条、第93条の5、第159条の9、第170条 準用(第86条)、第178条、第187条 都条例第136号第35条 2 1 都条例第155号第187条第4項 1 都条例第155号第178条第4項、第187条第2項 1 都条例第155号第178条第6項	1 生産活動収入の算出、必要経費の算出を適正に行っていない。 2 工賃の支払いを適正に行っていない。 1 工賃配分基準(規程)を定めていない。 1 工賃支給台帳を整備していない。 1 利用者の作業能力の評価を、適切に行っていない。 1 評価会議録を作成していない。 1 工賃の目標水準を、利用者に通知していない。また、都に報告していない。 2 毎年度の工賃支払い平均額を、利用者に通知していない。また、都に報告していない。 1 事業所の平均工賃が、3000円を上回っていない。 1 自立支援給付費を工賃の支払に充てている。 ※なお、文書指摘の内容は、経営改善計画書を作成するよう指導。また、障害発0330第4号通知を必ず参照すること。	C C B B B B C C C C
(7) 就職状況の報告	1 毎年、前年度における就職した利用者数その他就職に関する状況を、都に報告しなければならない。(就労移行支援)	1 前年度の就職者数その他を都に報告しているか。	1 都条例第155号第169条 2 都条例第136号第39条	1 前年度の就職者数等を都に報告していない。	C
(8) 評価、整理及び関係機関との連絡調整等の実施(就労選択支援)	1 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びにアセスメントを行うものとする。(障害者就業・生活支援センターその他の機関が実施したアセスメントと同様の評価及び整理をアセスメントの実施に代える場合は除く。)	1 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びにアセスメントを行っているか。	1 都条例第155号第159条の7第1項	1 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びにアセスメントを行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>2 指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。（障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施し、これをアセスメントの実施に代える場合）</p> <p>3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び区市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</p> <p>4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</p> <p>5 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</p> <p>6 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>1 次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めているか。</p> <p>1 アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び区市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催しているか。</p> <p>2 利用者の就労に関する意向を改めて確認しているか。</p> <p>3 担当者等に意見を求めているか。</p> <p>1 アセスメントの結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しているか。</p> <p>1 アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行っているか。</p> <p>1 法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めているか。</p> <p>利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めているか。</p>	<p>1 都条例第155号第159条の7第2項</p> <p>1 都条例第155号第159条の7第3項</p> <p>1 都条例第155号第159条の7第4項</p> <p>1 都条例第155号第159条の8第1項</p> <p>1 都条例第155号第159条の8第2項</p>	<p>1 次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めているか。</p> <p>1 アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び区市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、担当者等に意見を求めているか。</p> <p>2 利用者の就労に関する意向を改めて確認していない。</p> <p>1 アセスメントの結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供していない。</p> <p>1 アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行っていない。</p> <p>1 法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めていない。</p> <p>利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めていない。</p>	<p>A</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

会計（会計基準省令等）編

目次

1	会計の区分	1
2	社会福祉法人の会計経理	1
3	就労支援事業(社会福祉法人以外の法人)	1
(1)	会計基準の適用	1
(2)	工賃の支払い	1
(3)	賃金の支払(就労継続支援A型で雇用契約有の利用者について)	2
(4)	共通経費の按分(多機能型事業所等)	2
(5)	内訳書・明細書の作成	2
(6)	積立金	2
4	運営費の運用	3
(1)	運営費の弾力運用が認められる要件	3
(2)	運営費の貸付け	3
(3)	運営費の積立て	4
(4)	各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間資金移動	4
(5)	前期末支払資金残高	5
(6)	当期末支払資金残高	5
(7)	その他	5
5	障害者自立支援法に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて	6
(1)	積立金及び積立預金の取り崩し	6
(2)	資金の運用	6
(3)	資金の繰入れ	7
(4)	資金の繰替使用	7
(5)	役員等の報酬	7
(6)	その他	7
(7)	適正な会計処理	7
6	障害児入所給付費等の執行	8
7	障害児入所給付費等の資金移動	8
(1)	資金の繰入れ	8
(2)	資金の繰替使用(他の事業への資金の貸付け)	8
(3)	役員等の報酬	9
(4)	その他	9

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	<p>障害福祉サービス、障害者入所施設(以下「障害福祉サービス等」という。)における会計の区分については、「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年東京都条例第136号)第58条等の運営基準において会計を区分する旨規定しているが、障害者入所施設の指導検査における具体的な会計処理状況の確認は、本基準の定めにより行うものとする。</p>	<p>1 指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービス等の種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第93条、第108条、第147条、第157条、第159条の9、第170条、第183条、第188条、第192条の12(準用第41条)都条例第136号第58条</p>	<p>1 実施する施設障害福祉サービス等の種類ごとに経理を区分しておらず、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計とも区分していない。</p>	C
2 社会福祉法人の会計経理	<p>社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。※ なお、社会福祉法人以外の者による障害福祉サービスの会計処理については、当法人等を所轄する行政機関等の指導監督のもと、法人等の種類に適用される会計基準により、会計処理を行う必要がある。</p>	<p>※ 指導検査における観点、関係法令等及び評価事項(評価)については、平成29年4月27日雇児発0427第7号社援発0427第1号老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「監査等ガイドライン」に定めるところによる。</p>	<p>1 会計基準省令第1条第1項</p>	-	-
3 就労支援事業(社会福祉法人以外の法人)					
(1) 会計基準の適用	<p>就労支援事業会計処理の対象とする事業の範囲は、指定障害福祉サービス事業所(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労選択支援)または指定障害者支援施設(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労選択支援)のうち、社会福祉法人以外の法人が行う事業とする。</p>	<p>1 就労支援事業会計基準の適用が適正か。</p>	<p>1 社援発1002001号通知別紙第一2 就労支援事業会計処理基準留意事項5・6・7・8</p>	<p>1 就労支援事業会計基準の適用が不適正である。</p>	C
(2) 工賃の支払	<p>就労支援事業を行う指定事業所等は、指定基準において、授産施設同様、製品製造等の就労支援事業活動により得た就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した金額を工賃として利用者へ支払うこととされていることから、適正な利用者工賃の算出をするため、製品製造過程等における適切な製造原価等の把握が必要となる。</p>	<p>1 就労支援事業収入は、適正に収入計上しているか。</p> <p>2 利用者工賃は、適正な基準により支給しているか。</p> <p>3 就労支援事業に必要な経費の内容は適正か。</p> <p>4 事業成績と財政状態を明確かつ公正に把握しているか。</p>	<p>1 都条例第155号第170条(準用第86条)・第178条第3項・第187条 社援発1002001号通知別紙第二1(1)</p> <p>2 都条例第155号第170条(準用第86条)・第178条第3項・第187条 社援発1002001号通知別紙第二1(1)</p> <p>3 都条例第155号第170条(準用第86条)・第178条第3項・第187条 社援発1002001号通知別紙第二1(1)</p> <p>4 社援発1002001号通知別紙第二1(1) 就労支援事業会計処理基準留意事項5・6・7・8</p>	<p>1 就労継続支援事業収入の計上に不適正がある。</p> <p>2 就労継続支援事業収入の計上に一部不適正がある。</p> <p>1 工賃支給基準を策定していない。</p> <p>2 必要経費を除いた金額を、利用者工賃として支給していない。</p> <p>3 工賃の支給に一部不適正がある。</p> <p>1 必要経費の支出の計上に不適正がある。</p> <p>1 明確かつ公正な把握がされていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 賃金の支払(就労継続支援A型で雇用契約有の利用者について)	指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。	1 生産活動に係る事業の収入から経費を控除した額に相当する金額が、A型利用者(雇用有)に支払う賃金の総額以上となっているか。	1 都条例第155号第178条第2項	1 生産活動に係る事業の収入から経費を控除した額に相当する金額が、A型利用者(雇用有)に支払う賃金の総額以上となっていない。	C
	指定就労継続支援A型事業所は、賃金の支払に要する額を、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。	1 自立支援給付費を賃金の支払に充てていないか。	1 都条例第155号第178条第6項	1 自立支援給付費を賃金の支払に充てている。 ※なお、文書指摘の内容は、経営改善計画書を作成するよう指導。また、障障発0330第4号通知を必ず参照すること。	C
(4) 共通経費の按分(多機能型事業所等)	複数の事業に共通する支出に係る按分方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に準ずるものとするが、これにより難しい場合は、当該通知とは別に実態に即した合理的な按分方法によることとして差し支えない。	1 複数の事業に共通する支出の按分方法は適正か。	1 社援発1002001号通知別紙第二3(3)	1 按分基準が作成されていない。 2 按分方法に不適正がある。	C B
(5) 内訳書・明細書の作成	就労支援事業の各サービス区分毎の損益状況を把握するため、就労支援事業別事業活動明細書(就労支援事業別損益計算書、就労支援事業別正味財産増減計算書等を含む。)を作成するものとする。また、原価管理の観点から、就労支援事業別事業活動明細書の明細表として、就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書を作成するものとする。	1 就労支援事業別事業活動明細書を作成しているか。	1 社援発1002001号通知別紙第二1(4)・2(1)・3(1) 就労支援事業会計処理基準留意事項5・6・7・8	1 就労支援事業別事業活動明細書を作成していない。	C
		2 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成しているか。	2 社援発1002001号通知別紙第二1(4)・2(1)(2)・3(1)(2) 就労支援事業会計処理基準留意事項5・6・7・8	1 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成していない。	C
(6) 積立金	就労支援事業については、就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないものとしていることから、原則として剰余金は発生しないものであるが、将来にわたって安定的に工賃を支給するため、または安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができるものとする。 なお、積立金を計上する場合には、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上できるものとする。	1 理事会の議決に基づいて処理しているか。	1 社援発1002001号通知別紙第二4(1)	1 理事会の議決に基づいていない。	C
		2 積立金を計上している際に、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃を下回っていないか。	2 社援発1002001号通知別紙第二4(1)	2 当該年度の利用者賃金及び利用者工賃が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃を下回っているにも関わらず、積立金を計上している。	C
		3 工賃変動積立金の各事業年度における積立額は、過去3年間の平均工賃の10%以内か。	3 社援発1002001号通知別紙第二4(2)	3 平均工賃の10%を超えている。	C
		4 工賃平均積立金の積立額の上限額は、過去3年間の平均工賃の50%以内か。	4 社援発1002001号通知別紙第二4(2)	4 平均工賃の50%を超えている。	C
		5 設備等整備積立金の各事業年度における積立額は、就労支援事業収入の10%以内か。	5 社援発1002001号通知別紙第二4(3)	5 就労支援事業収入の10%を超えている。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 運営費の運用	運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められる。	6 設備等整備積立金の積立額の上限額は、就労支援事業資産の取得価格の75%以内か。	6 社援発1002001号通知別紙第二4(3)	6 就労支援事業資産の取得価格の75%を超えている。	C
(1) 運営費の弾力運用が認められる要件	<p>1 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法令に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <p>2 関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <p>3 会計基準省令に基づく財産目録、貸借対照表、収支計算書が公開されていること。</p> <p>4 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の(1)又は(2)が実施されていること。</p> <p>(1)「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。</p> <p>(2)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p>	7 その他の積立金明細表及びその他の積立資産明細表を作成しているか。	7 社援発1002001号通知別紙第二4(1)	7 その他の積立金明細表及びその他の積立資産明細表を作成していない。	C
(2) 運営費の貸付け	<p>運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。</p> <p>また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外の貸付けは一切認められないこと。</p>	1 運営費の弾力運用に当たっては、通知の要件をすべて満たしているか。	1 0312001号1 0312002号(問1、2、3、4、5)	1 運営費の弾力運用が認められる要件をすべて満たしていないにもかかわらず弾力運用を行っている。	C
		1 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への貸付けを行った場合資金を年度末に補填しているか。	1 0312001号5(2) 0312002号(問13) 指導監督徹底通知5(3)ウ	1 資金を年度内に補填していない。	C
		2 当該貸付けは経営上やむを得ないものであるか。	2 0312001号5(2) 0312002号(問13)	2 当該貸付けは経営上やむを得ないものではない。	C
		3 施設の運営費を同一法人以外に貸し付けていないか。	3 0312001号5(2) 指導監督徹底通知5(3)ウ	3 施設の運営費を同一法人内会計以外に貸し付けている。	C
		4 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間の貸付けについて正確に把握しているか。	4 0312001号6(2) 運用上の留意事項12 0312002号(問14)	4 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間の貸付けについて正確に把握していない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 運営費の積立て	<p>運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。</p> <p>なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。</p> <p>1 人件費積立金 2 施設整備等積立金</p> <p>ただし、0312001号通知に基づく、運営費の弾力運用が認められる要件の1(4)について満たさない法人については、以下の積立金に積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。また、各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に都と協議しなければならない。</p> <p>1 人件費積立金 2 修繕積立金 3 備品等購入積立金</p>	<p>1 使用計画は支出の使途及び時期等を考慮し作成しているか。</p> <p>2 目的外使用は理事会で承認されているか。</p> <p>3 0312001号通知1(4)の要件を満たしていない場合に、目的外使用について都に協議を行っているか。</p> <p>4 積立金の積立目的は通知に沿っているか。</p>	<p>1 0312001号3(2) 0312002号(問6)</p> <p>2 0312001号3(2)</p> <p>3 0312002号(問5)</p> <p>4 0312001号3(2) 0312002号(問5) 11福地推第687号通知</p>	<p>1 使用計画を支出の使途及び時期等を考慮し作成していない。</p> <p>2 目的外使用が理事会で承認されていない。</p> <p>3 0312001号通知1(4)の要件を満たしていないにも関わらず、目的外使用について都に協議を行っていない。</p> <p>4 積立金の積立目的が通知に沿っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(4) 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間資金移動	<p>運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設の整備等に係る経費として借り入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。</p> <p>ただし、0312001号局長通知に基づく、運営費の弾力運用が認められる要件の1(4)について満たさない法人については、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額を限度とする。</p> <p>サービス区分(サービス区分を設けない場合は、「各拠点区分」)において発生した預貯金の利息等の収入(以下「運用収入」という。))については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費に充当することができる。</p> <p>ただし、0312001号局長通知に基づく、1運営費の弾力運用が認められる要件の(4)を満たさない法人については、当該年度の各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「各拠点区分」)の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入を限度とする。</p>	<p>1 使途は通知に沿っているか。</p> <p>2 0312001号3(3)、(4)及び0312002号(問5)で指示している限度額を超えていないか。</p> <p>3 「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」等通知に定められた書類を作成し、資金の移動を把握しているか。</p>	<p>1 0312001号3(3)、(4) 0312002号(問5)</p> <p>2 0312001号3(3)、(4) 0312002号(問5)</p> <p>3 0312002号(問14)</p>	<p>1 使途が通知に沿っていない。</p> <p>2 限度額を超えている。</p> <p>3 「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」等通知に定められた書類を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 前期末支払資金残高	<p>前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。</p> <p>1 法人本部の運営に要する経費 2 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費 3 同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費。</p> <p>ただし、第0312001号局長通知に基づく運営費の弾力運用が認められる要件1(4)を満たさない法人については、事前に都に協議させ、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常軽費の不足分の補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等を十分審査の上適当と認められる場合には、使用することができる。</p> <p>なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分(拠点区分)の収入予算額の3%以下である場合は、事前の協議を省略することができる。</p>	<p>1 前期末支払資金残高は、予算措置及び必要な手続き(理事会承認又は所轄庁への事前協議)を行った上で取り崩しているか。</p> <p>2 局長通知の1(4)の要件を満たしていないにもかかわらず、所轄庁への事前協議を行わずに取り崩していないか。(省略要件が適用される場合を除く)</p>	<p>1 0312001号4 0312002号(問5)、(問10)</p> <p>2 0312001号4 0312002号(問5)、(問10)</p>	<p>1 前期末支払資金残高の取崩しを行っているが、予算措置及び必要な手続きを行っていない。</p> <p>2 局長通知の1(4)の要件を満たしていないにもかかわらず、所轄庁への事前協議を行わずに取り崩している(省略要件が適用される場合を除く。)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(6) 当期末支払資金残高	<p>当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。</p>	<p>1 当期末支払資金残高の保有が当該年度の運営費収入の30%以下であるか。</p>	<p>1 0312001号4 11福地推第687号通知</p>	<p>1 当期末支払資金残高の保有が当該年度の運営費収入の30%以下でない。</p>	<p>C</p>
(7)その他		<p>1 その他運営費の運用について不適正な事項はないか。</p>		<p>1 その他運営費の運用について重大な問題がある。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>5 障害者自立支援法に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて</p> <p>(1) 積立金及び積立預金の取り崩し</p> <p>(2) 資金の運用</p>	<p>積立金及び積立預金は、次のいずれかの経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。</p> <p>(1) 支援費制度から障害者自立支援法に規定する事業体系への移行時における指定障害者支援施設等の当初の運転資金(いわゆるつなぎ資金をいう。)として必要な経費。</p> <p>ただし、運転資金については「障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第522号)、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)及び「障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第524号)に基づき、指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援又は指定旧法施設支援に要する費用の額として算定される額(平成18年10月又は移行月における見込額)の概ね3か月分を限度とする。</p> <p>(2) 当該施設の決算処理に当たって、欠損金の補填経費</p> <p>(3) 当該施設を経営する社会福祉法人が右に掲げる事業を営むために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費(ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。))の繰上償還のための経費を除く。)</p> <p>自立支援給付費は、支援費と同様、指定障害福祉サービス等を利用者に提供した対価として自立支援給付費を得ることとなるので、これを主たる財源とする施設等の運営に要する経費などの資金の使途については、原則として制限を設けない。ただし、指定障害者支援施設等は、障害者自立支援法第5条に規定する事業を行う施設等であることから、当該指定障害者支援施設等に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることができない。</p> <p>(1) 当該指定障害者支援施設等を経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条1項に規定する収益事業に要する経費。</p> <p>(2) 当該指定障害者支援施設等を経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費。ただし、欠損金を補填する場合を除く。</p> <p>(3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費。</p>	<p>1 取り崩しの目的は、適正か。</p> <p>2 あらかじめ理事会の承認を得ているか。</p> <p>① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業。</p> <p>② 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業。</p> <p>1 自立支援給付を収益事業に充てていないか。</p> <p>2 社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に充てていないか。</p> <p>3 役員報酬など実質的な剰余金の配当に充てていないか。</p>	<p>1 障発第1018003号第1 3</p> <p>2 障発第1018003号第1 3</p> <p>1 障発第1018003号第2 2(1)</p> <p>2 障発第1018003号第2 2(2) 指導監督徹底通知5(3)ウ</p> <p>3 障発第1018003号第2 2(3)</p>	<p>1 取り崩しの目的が適正でない。</p> <p>2 あらかじめ理事会の承認を得ていない。</p> <p>1 収益事業に充てている。</p> <p>2 社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に充てている。</p> <p>3 役員報酬など実質的な剰余金の配当に充てている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 資金の繰入れ	<p>自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。</p> <p>なお、当該法人が行う当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。</p>	<p>1 他の社会福祉事業等への繰り入れは、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において行っているか。</p> <p>2 当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入れは、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、行っているか。</p> <p>3 社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動を正確に把握しているか。</p>	<p>1 障発第1018003号第2 3(1)</p> <p>2 障発第1018003号第2 3(1)</p> <p>3 運用上の留意事項11</p>	<p>1 事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、行っていない。</p> <p>2 当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、行っていない。</p> <p>3 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(4) 資金の繰替使用	<p>自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。</p>	<p>1 繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしているか。</p> <p>2 事業区分間及び拠点区分間及びサービス区分間の貸付について正確に把握しているか。</p>	<p>1 障発第1018003号第2 3(2) 指導監督徹底通知5(3)ウ</p> <p>2 運用上の留意事項12</p>	<p>1 当該年度内に補てんしていない。</p> <p>2 事業区分間及び拠点区分間及びサービス区分間の貸付について正確に把握していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(5) 役員等の報酬	<p>自立支援給付費を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その役員報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、この様な法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。</p>	<p>1 役員等の報酬を、高額又は多額に支払っていないか。</p>	<p>1 障発第1018003号第2 3(3)</p> <p>2 障発第1018003号第2 3(3)</p>	<p>1 役員等の報酬を、高額又は多額に支払っている。</p>	<p>C</p>
(6) その他	<p>社会福祉法人における自立支援給付費等の資金移動処理の考え方(前述)を踏まえて確認のうえ、指導する。</p>	<p>1 その他、自立支援給付費等の資金移動処理として、不適切な事項はないか。</p>		<p>1 その他、資金移動に関して不適正がある。 ①重大な問題がある。 ②問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(7) 適正な会計処理		<p>1 長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しているか。</p>	<p>1 障発第1018003号第2 4(1)イ</p>	<p>1 長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意していない。</p> <p>2 その他運営費の運用について問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 障害児入所給付費等の執行	<p>指定障害児入所施設等に支給される障害児入所給付費及び障害児通所給付費(児童福祉法第21条の6の規定に基づき、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用も含む。以下「障害児入所給付費」という。)は、従来の運営費(措置費)とは異なり、指定入所支援、指定通所支援及び基準該当通所支援を利用者に提供した対価として障害児入所給付費等を得ることとなるので、これを主たる財源とする事業の運営に要する経費などの資金の用途については、原則として制限を設けない。ただし、指定障害児入所施設等は、児童福祉法に規定する施設等であることから、当該指定障害児入所施設等に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることができない。</p> <p>(1) 当該指定障害児入所施設等を経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業(事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業を除く。)及び収益事業に要する経費</p> <p>(2) 当該指定障害児入所施設等を経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費。ただし、欠損金を補填する場合を除く。</p> <p>(3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費</p>	<p>1 障害児入所給付費等を公益事業(事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業を除く。)及び収益事業に充てていないか。</p> <p>2 社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に充てていないか。</p> <p>3 役員報酬など実質的な剰余金の配当に充てていないか。</p>	<p>1 障発第0820第8号 2(1)</p> <p>2 障発第0820第8号 2(2) 指導監督徹底通知5(3)ウ</p> <p>3 障発第0820第8号 2(3)</p>	<p>1 公益事業(事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業を除く。)及び収益事業に充てている。</p> <p>2 社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に充てている。</p> <p>3 役員報酬など実質的な剰余金の配当に充てている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
7 障害児入所給付費等の資金移動 (1) 資金の繰入れ (2) 資金の繰替使用 (他の事業への資金の貸付け)	<p>指定障害児入所施設等を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な事業運営を確保する観点から、当該指定障害児入所施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等(公益事業及び収益事業を除く。以下同じ。)へ資金を繰り入れても差し支えない。</p> <p>なお、当該法人が行う当該指定障害児入所施設等以外の指定障害児入所施設等への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。</p> <p>障害児入所給付費等を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。</p> <p>ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならぬ。</p>	<p>1 他の社会福祉事業等への繰り入れは、経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において行っているか。</p> <p>2 当該指定障害児入所施設等以外の指定障害児入所施設等への資金の繰入れは、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、行っているか。</p> <p>3 社会福祉事業等における事業区分間及び拠点区分間の資金移動を正確に把握しているか。</p> <p>1 繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしているか。</p> <p>2 他事業及び拠点区分間の貸付について正確に把握しているか。</p>	<p>1 障発第0820第8号 3(1)</p> <p>2 障発第0820第8号 3(2)</p> <p>3 運用上の留意事項11</p> <p>1 障発第0820第8号通知 3(2) 指導監督徹底通知5(3)ウ</p> <p>2 運用上の留意事項12</p>	<p>1 経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、行っていない。</p> <p>2 当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、行っていない。</p> <p>3 事業区分間及び拠点区分間資金移動明細表を作成していない。</p> <p>1 当該年度内に補てんしていない。</p> <p>2 他事業及び拠点区分間の貸付について正確に把握していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 役員等の報酬	<p>障害児入所給付費等を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その役員報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。</p>	<p>1 役員等の報酬を、高額又は多額に支払っていないか。</p>	<p>1 障発第0820第8号 3(3)</p>	<p>1 役員等の報酬を、高額又は多額に支払っている。</p>	<p>C</p>
(4) その他	<p>社会福祉法人における障害児入所給付費等の資金移動処理の考え方(前述)を踏まえて確認のうえ、指導する。</p>	<p>1 その他障害児入所給付費等の資金移動処理として、不適切な事項はないか。</p>		<p>1 その他、資金移動に関して不適正がある。 ① 重大な問題がある。 ② 問題がある。</p>	<p>C</p>